

操縦技能審査員初任講習

国土交通省 航空局
安全部 安全政策課
2025年度版

講 習 内 容

1. 特定操縦技能審査制度
2. 操縦技能審査員の役割
3. 審査の流れについて
4. 審査の実施要領
5. 安全確保のための方策
6. 判定要領
7. 飛行後ブリーフィングの要領
8. 技能証明書の記入要領
9. 審査結果の報告要領及び審査結果の保管
10. 審査と報酬
- ★特定操縦技能審査制度まとめ
11. 特定操縦技能審査に関係する
法令、規則、通達類等
12. その他航空法関連法令、規則、
通達類等
13. 事故事例等で特定操縦技能審査を
実施する上で注意すべき事項と対策
14. その他（お知らせ等）

1. 特定操縦技能審査制度

【航空法第71条の3】（特定操縦の審査等）

操縦技能証明を有する者は、航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力であってその維持について確認することが特に必要であるもの（以下この条において「特定操縦技能」という）を有するかどうかについて、操縦技能審査員の審査を受け、これに合格していなければ、当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について次に掲げる行為を行ってはならない。この場合において、当該審査は、当該行為を行う日前国土交通省令で定める期間内に受けたものでなければならない。

H26.4.1施行
(2014.4.1)

1. 特定操縦技能審査制度

～特定操縦技能審査の法的根拠～

【航空法第71条の3（審査等）、同施行規則第162条の3（期間）、同施行規則第162条の4（方法）関連】

操縦技能証明（操縦士の資格）を有する者は、（原則）操縦する日前2年の間に特定操縦技能を有するかどうかについて、操縦技能審査員の審査を受け、これに合格しなければ1～4の行為を行ってはならない。当該審査は航空機の種類ごとに行う。

1. 航空機に乗り組んで行うその操縦
2. 必要な操縦技能証明を有さない者が行う操縦の練習の監督
3. 特定操縦技能審査に合格していない者が行う操縦の練習の監督
4. 必要な計器飛行証明を有さない者が行う計器飛行等の練習の監督

※ 特定操縦技能とは

航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力であってその維持について確認することが特に必要であるもの

※ 操縦技能審査員とは

特定操縦技能の審査を行うのに必要な経験、知識及び能力を有することについて国土交通大臣の認定を受けた者

1. 特定操縦技能審査制度

～特定操縦技能審査の法的根拠～

●特定操縦技能の審査を受けなくても良い場合

a) 操縦する日前2年の間に次のいずれかの方法により特定操縦技能を有することが確認された場合【法第71条の3第2項】【規162条の4】

- ・ 操縦技能証明又はその限定変更を受けた場合
- ・ 航空運送事業者が運航規程に基づき行う技能審査に合格した場合

※ 操縦等を行おうとする航空機と同じ種類の航空機に係るものであること

b) やむを得ない事由があると認めて国土交通大臣が許可した場合
【法第71条の3第2項】【要領別紙第6】

※ 災害時に救助活動を行う場合、外国で有効期間が満了した場合等想定

c) 機長としてその航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有する者であって特定操縦技能の審査に合格した者による監督の下で操縦の練習を行う場合

【航空法第71条の4】

※ 必要な技能証明を有する者の監督を受けることが困難な場合は、国土交通大臣が指定した者による監督でも可

1. 特定操縦技能審査制度 ～特定操縦技能審査の法的根拠～

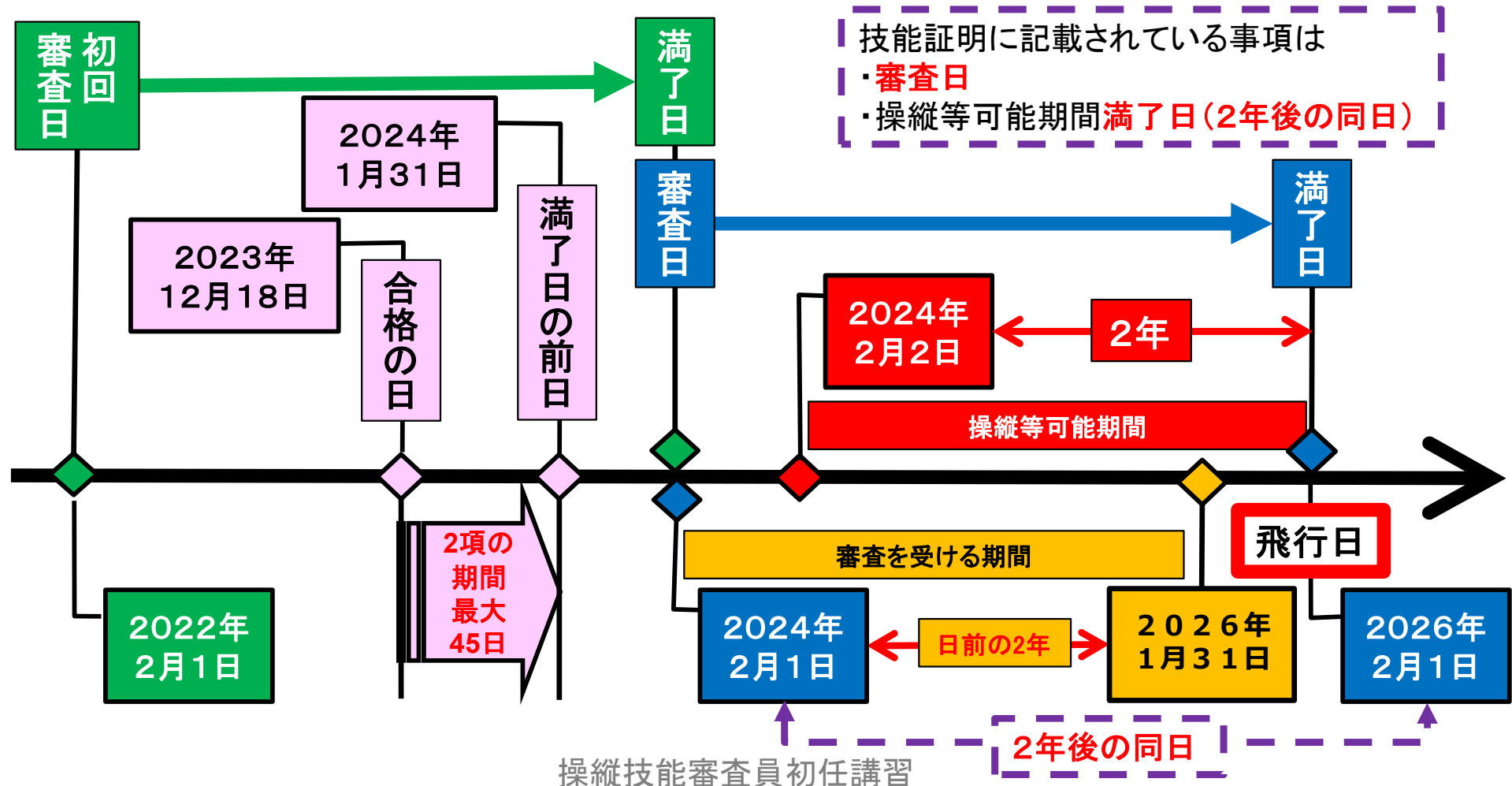
◆ 法71条の3

当該審査は、**当該行為** **飛行日** **を行う日前**国土交通省令で定める期間内に受けたものでなければならない。

◆ 規162条の3

1項 国土交通省令で定める期間は、**2年**とする。

2項 満了する日の**45日前**から当該**操縦等可能期間**が満了する日までの間に合格した場合は、前項の期間は、2年に当該審査**合格の日**から**満了する日の前日**までの日数を**加えた期間**とする。



～特定操縦技能審査の目的～

➤ 特定操縦技能の維持がなされていることの確認

- 国土交通大臣が航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力を有する者として技能証明を行った操縦者に対し、その後も必要な知識及び能力を維持することを確保し、もって航空の安全の向上を図る。

➤ 審査（評価）を通じた操縦士の技能の底上げ

- 法令上の制度として技量管理されていなかった者に対して、定期的に、「第三者と共に飛行」することを「義務付けたこと」に意義がある。

⇒ 操縦士が審査員とともにフライトを振り返ることで、技量の底上げを図ることが重要。これにより**航空事故の減少が期待できる。**

**Q. 特定操縦技能審査を受けて合格しないと操縦できないの
ですか？**

- 操縦練習の監督者と同乗して操縦練習する限りは、審査に合格していなくても操縦できます。

⇒ 監督者の方と操縦練習を積み重ね、審査合格基準到達を
目指して下さい。

※ 上記に該当する操縦練習以外で操縦を行う場合、有効期間
内に受審し合格したうえで飛行してください。

回答根拠：航空法第71条の4

2. 操縦技能審査員の役割

地位

- ✓ 国土交通大臣により認定を受け、「特定操縦技能」の審査業務の権限を付与された者

役割

- ✓ 適正な審査の実施（法令遵守）
- ✓ 適切な受審（有効期間内での審査）の啓発（安全運航の確保）
- ✓ 公平、公正な審査の実施（私情を排除、公正に観察）
- ✓ 審査飛行中の安全管理（危険・事故防止）
- ✓ 被審査者に更なる安全性向上のための指導
（評価をとおして）

【航空法施行規則第162条の7（認定基準）】

- ① 特定操縦技能の審査に係る航空機と同じ種類の航空機を機長として操縦することができる技能証明を有していること又はこれと同等以上と認められる技能を有していること
- ② ①のほか、特定操縦技能の審査を行うのに必要な経験及び能力を有していること（次頁参照）
- ③ 特定操縦技能の審査を行うのに必要な知識に関して国土交通大臣が行う講習を修了したこと又はこれと同等以上と認められる知識を有していること
- ④ 過去2年以内に操縦技能審査員の認定を取り消された者でないこと、等

(認定基準) の ②に示した「必要な経験及び能力」

- 同じ種類の航空機について、**操縦教育証明**を有していること
- 同じ種類の航空機について、操縦士資格に係る**指定航空従事者養成施設の技能審査員**として国土交通大臣の指名を受けていること
(過去指名者含む)
- 同じ種類の航空機について、**指定本邦航空運送事業者の査察操縦士**として国土交通大臣の指名を受けていること (過去指名者含む)
- 同じ種類の航空機について、**本邦航空運送事業者の**運航規程に定められた指名基準に基づき、**審査担当者**として指名されていること
(過去指名者含む)
- **航空従事者試験官又は運航審査官**として任命されている者
(過去任命者含む)
- 同じ種類の航空機について、**航空機使用事業者**の運航基準に定められた指名基準に基づき、**審査担当者**として指名されていること
(過去指名者含む)
- 国土交通大臣が行う「**操縦技能審査員認定試験**」に合格すること

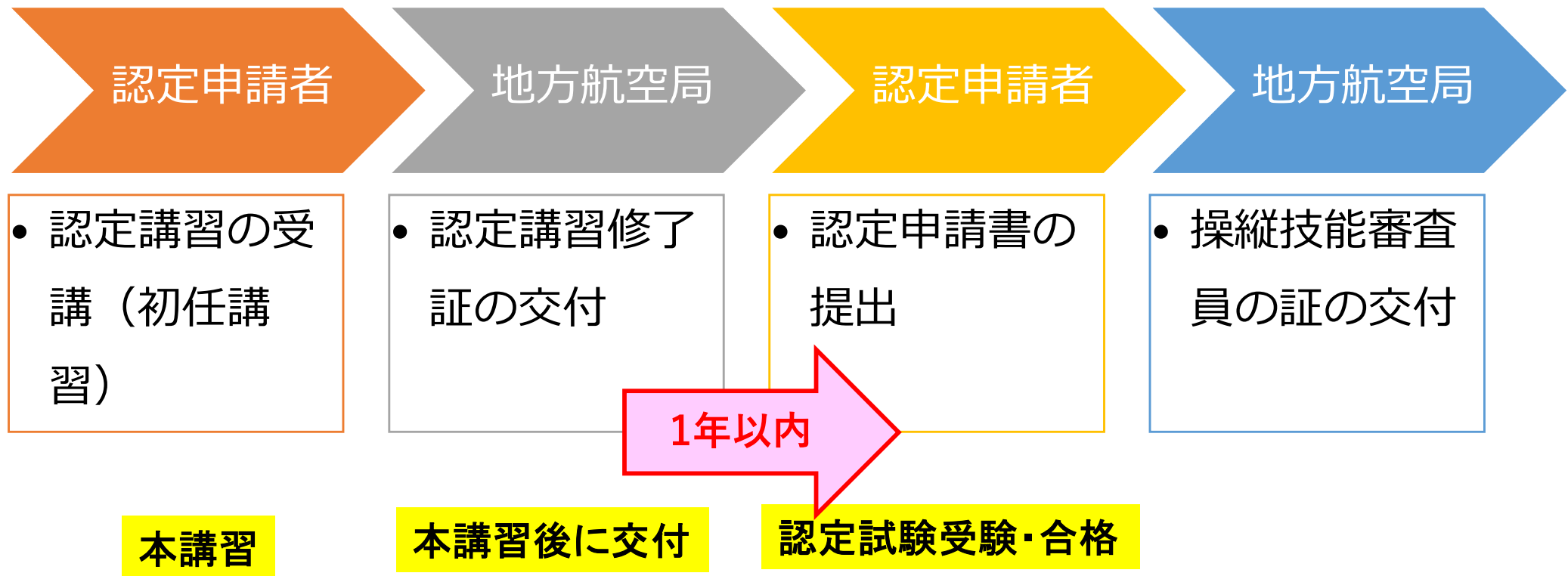
操縦技能審査員認定試験とは？

- ・ 「特定操縦技能審査実施要領」第2章 2. 3 操縦技能審査員認定試験 に基づき実施する。
- ・ 試験項目、合否判定の方法については実施要領 **別紙第2「操縦技能審査員認定試験実施要領」** による。
- ・ 認定試験は、特定操縦技能の審査を行うために必要な基礎的な知識及び能力について判定する。
- ・ 合格者には試験官が**合格証**を交付する。

「操縦技能審査員認定試験申請書（第2号様式）」
に「技能証明書」の写しを添えて、地方航空局
保安部運航課検査乗員係に受験を希望する月の
前月15日（開庁日必着）までに提出すること。

※ 操縦技能審査員認定申請までに当該試験に合格
することが必要です。

操縦技能審査員の認定の流れ



※初任講習受講から1年以内に認定試験及び認定申請をする必要があります。

- 操縦技能審査員認定申請書（第28号の3様式）に次に掲げる書類を添えて、地方航空局保安部運航課検査乗員係に提出
（詳しくは特定操縦技能審査実施要領2.2「認定の申請」参照）
1. 写真2枚（縦3cm、横2.4cmで、裏面に氏名を記載）
 2. 技能証明書の写し
 3. 初任講習修了証の写し（認定の申請を行う日前1年以内に初任講習を修了したものであること）
 4. 戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（技能証明を有しない場合に限る。）
 5. 認定基準（p13）に適合していることを証する書類
※「操縦教育証明」の写し、「技能審査員等」であることを証明する書類、「操縦技能審査員認定試験合格証」の写し
 6. 返信用封筒（長型3号 120mm×235mm 通常切手を貼付）

注意！：郵便料金（定型郵便50グラムまで）110円

操縦技能審査員の認定の申請

管轄地方局にて要件確認後、

- 登録免許税（三千円）の納付書を申請者に送付
- 納税後、領収証書を管轄地方局に返送
- 「**操縦技能審査員の証**」を発行

注意！：一般書留：590円、簡易書留460円

- ※ 操縦技能審査員の証を郵送希望の場合、書留相当の切手を貼付した返信用封筒(長型3号 120mm×235mm)を領収証書送付の際、同封して下されば郵送いたします。

2. 操縦技能審査員の役割

【操縦技能審査員の証】（イメージ）

◆航空法施行規則 第28号の4様式

審査を行う際には、
常に携帯すること

○航空機の種類ごとに発行

- 2種類の航空機の技能証明をお持ちで、両方とも審査員の審査を受けたい方は、2種類の操縦技能審査員の証が必要です。
- 申請書類についても種類ごとに申請が必要です。



第 号

航空法第71条の3第1項の操縦技能審査員たることを証明する。

氏 名 _____

航空機の種類 _____

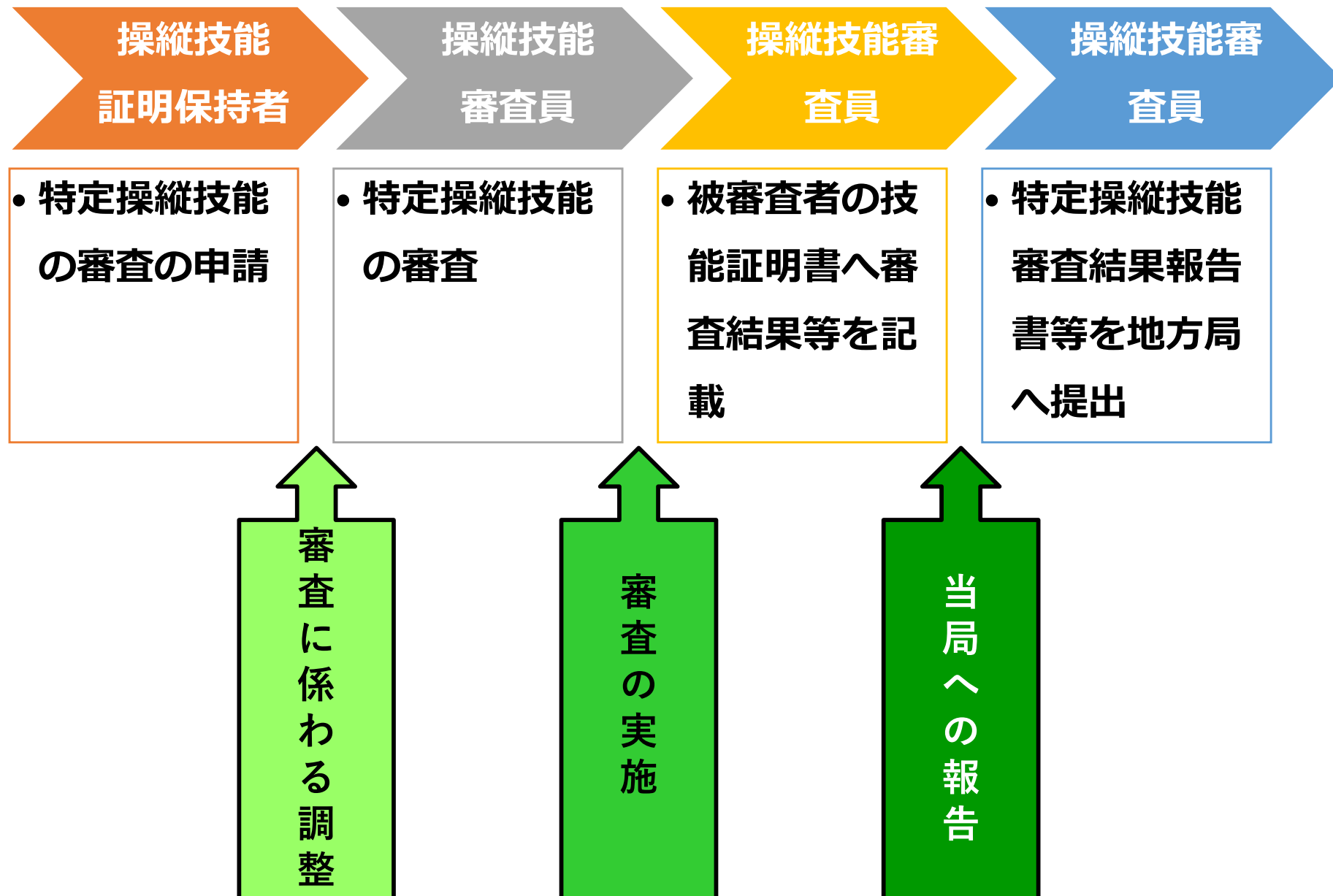
認定番号 _____

年 月 日発行

国土交通大臣 

3. 審査の流れについて

3. 審査の流れについて



特定操縦技能の審査の申請について

【航空法施行規則第162条の13関連】

特定操縦技能審査実施要領 第3章3.1.2

審査を受けようとする者は、特定操縦技能審査申請書（第28号の6様式）に次に掲げる書類を添えて、操縦技能審査員に提出する。

- 1. 技能証明書の写し**
- 2. 航空身体検査証明書の写し**
（実技審査の全部を模擬飛行装置又は飛行訓練装置を使用して行う場合を除く。）
- 3. 総飛行時間及び最近6月の総飛行時間を証する書類**
（航空機乗組員飛行日誌等）

※ 被審査者に説明し、用意してもらいましょう！

3. 審査の流れについて

申請書の書き方の注意事項

第28号の6様式（第162条の13関係）（日本産業規格A4）

特定操縦技能審査申請書

操縦技能審査員 殿

年 月 日

住 所

氏 名

特定操縦技能の審査を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

氏 名 (ふりがなをつけること。)	
技能証明の資格、限定及び 番号	
航空身体検査証明の番号	
特定操縦技能の審査に係る 航空機の種類、等級及び型式	
総 飛 行 時 間	
備 考	

注 航空身体検査証明の番号については、実技審査の全部を模擬飛行装置又は飛行訓練装置を使用して行う場合は不要とする。

申請書受領時に被審査者が必要な項目を全て記載しているか確認してください。

技能証明の限定事項について記載があるか確認をお願いします。

例1：自家用操縦士 飛行機 第A4〇〇〇号
陸上単発、陸上多発（LS,LMでも可）

例2：事業用操縦士（回） 第A3〇〇〇号
LST、LMT、AS365、AW139

例3：自家用操縦士 滑空機 第A4〇〇〇号
HGC,MGO

審査に係る機体の等級、型式について記載があるか、確認をお願いします。

審査の詳細について被審査者と調整して下さい。

被審査者と調整及び確認すべき事項

- 実施日時（審査員の行動予定含む。）
- 実施場所
- 技能証明書 特定操縦技能審査/確認（第20号様式12）の所持

（注：被審査者が事前に地方航空局に請求し、受領しているか、
また、当該証明書の記入欄に余白があることを確認する。）

- ➡ □ 現在有効な特定操縦技能審査の操縦等可能期間満了日 **重要！**
- 審査航空機
 - ・ 種類、等級及び型式。実機、SIM又はFTDの別
- その他必要事項等（手数料、お互いの連絡先、天候不良判明時の対応等）

- ◆ 被審査者は限定の範囲内であればどの等級、型式でも受審できます。
 - ◆ 審査は航空機の種類（飛、回、滑、船）ごとに行います。
【航空法施行規則第162条の14】
 - ◆ それぞれの航空機の種類ごとに合格していなければなりません。
 - ◆ 受審する機体は、単発の限定をお持ちの方は、多発、型式限定にかかわらず単発でOKです。
 - ◆ FTD又はSIMにより審査を行う場合は、被審査者が保有する等級限定と当該FTD等の等級が一致している必要があります。
(回転翼の場合、ピストン、タービンの等級が一致していること。)
- ◆ 審査員は自分のもつ等級や型式でないと審査できません。
 - ◆ 審査員は、保有していない等級や型式では審査できません。
【特定操縦技能審査実施要領2.9. 操縦技能審査員の業務範囲】
 - ◆ 審査員も航空機の種類（飛、回、滑、船）ごとに審査員の認定が必要です。それぞれ申請して下さい。
【航空法施行規則第162条の7】

航空局が発行する※細則及び特定操縦技能審査口述ガイダンスに基づき審査を行う。

※「特定操縦技能審査チェックリスト」を含む

- 被審査者に「操縦技能審査員の証」及び「技能証明書」を**提示**
※「定期講習修了証」又は該当する場合「定期講習免除通知書」を提示
- 審査の方法の提示（全体の流れ、注意事項の伝達）
- 書類の確認（技能証明書、航空身体検査証明書、無線従事者免許証）
- **口述審査**
- **実技審査**
（審査は原則として**口述審査**の後に**実技審査**を実施する。）
- 判定
- 審査終了後のブリーフィング
- 判定後の手続き（被審査者の技能証明書に定められた事項を記載）
- 審査終了後の事務処理（上記技能証明書の写しを国土交通大臣に提出）

まずは、審査の方法（**全体の流れ、注意事項**）を
わかりやすく説明して下さい。

審査の方法の提示

操縦技能審査員は審査の方法について以下の項目に関して説明をする。

（1）**全体の流れ**

技能証明書等の確認、口述審査・実技審査・判定・飛行後ブリーフィング等、審査の流れについて説明する。

（2）**注意事項の伝達**

以下の注意事項について、説明する。

ア 本審査は操縦士の技量管理を行い、全体の技能の底上げを図り、もって航空安全に寄与することである。したがって、審査飛行であることを強調しすぎることなく、**普段行っている飛行のつもりで飛行を行って頂く**ことを伝える。

イ 実技審査の際の**機長を明確**にすること。被審査者が「特定操縦技能練習の監督者」を必要とする場合は操縦席に着座した「特定操縦技能練習の監督者」が機長となる。

ウ 実技審査において、各科目で著しく不安定になったと被審査者が判断した場合は「**やり直し**」を申し出ること。

エ 飛行中、緊急操作を想定し口頭で簡単な質問をする場合には、そのことを伝えておく。

書類の確認

技能証明書、航空身体検査証明書、無線従事者免許証
をしっかりと確認しましょう。

1. **自家用操縦士** 【見本】

2. **A4000000 H**

CERT. NO.

3. 日本国 Japan

4. 氏名
Name

5. 生年月日
Date of Birth

6. 国籍・本籍
Nationality
Registered Domicile

この証明書は、国際民間航空条約及び航空法の規定に従い、交付する。
This certificate is issued pursuant to Convention of International Civil Aviation and Civil Aeronautics Law of Japan.

7. 国土交通大臣
Minister of Land,
Infrastructure and Transport

Date of Issue



8. 技能証明書—限定事項 【見本】

Ratings and Limitations

Date of Issue

CERT. NO.

氏名
Name

国土交通大臣
Minister of Land,
Infrastructure and Transport

種類Category	等級Class	型式Type	限定年月日Date

3. 審査の流れについて

書類の確認

技能証明書、航空身体検査証明書、無線従事者免許証
をしっかりと確認しましょう。

10. 技能証明書 - 計器飛行証明 **【見本】**

Instrument Rating CERT. NO.

氏名
Name

計器飛行等の技能のあることを証明する
This certifies the competence for instrument flight.

国土交通大臣
Minister of Land, Infrastructure,
Transport and Tourism

計器飛行等を行うことができる航空機の
Category

11. 技能証明書 - 操縦教育証明

Flight Instructor Rating CERT. NO.

氏名
Name

航空機の操縦の教育の技能のある
This certifies the competence for Flight ins

国土交通大臣

技能証明書 - 特定操縦技能審査/確認

年 月 日
Date of Issue

第 号
No.

氏名
Name

航空機の種別
Category

【見本】

国土交通大臣
Minister of Land, Infrastructure,
Transport and Tourism

審査日/確認日 Date of Pilot Competency Assessment/Confirmation	審査結果/確認結果 Assessment/Confirmation	操縦資格の有効期限 Expiry Date of Pilot's Certificate	操縦技能審査/確認 Pilot Competency Assessment/Confirmation
			氏名 Name
			認定番号/所属 Approval No./Affiliation

注 特定操縦技能の審査に合格していない者は、航空法第71条の3第1項各号に掲げる行為を行うことができない。
All persons are prohibited from performing the acts listed in each item of Article 71-3 paragraph 1 of Civil Aviation
Act of Japan unless they have passed the Pilot Competency Assessment.

操縦技能審査員/確認者※	
氏名	認定番号/所属
筑紫 次郎	OA12×

※航空運送事業者の場合は所属を記載する。

第1種航空身体検査証明書

第 号
CERT.NO.

第1種航空身体検査証明書
AVIATION MEDICAL CERTIFICATE (CLASS 1)

氏 名
Name

生年月日 【見本】 年 月 日
Date of Birth (y/m/d)

国籍・本籍
Nationality・Registered Domicile

現住所
Address

有効期間 Valid from (y/m/d) 年 月 日から
to (y/m/d) 年 月 日まで

※1 旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで、
入の操縦者でその操縦を行う場合
When the holder of this certificate engages in single-crew commercial air
transport operations carrying passengers :
to (y/m/d) 年 月 日まで

※2 航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んでその操縦を行う
場合（※1の場合を除く。）
When the holder of this certificate engages in commercial air transport
operations (except in the case of ※1) :
to (y/m/d) 年 月 日まで

条件事項
Conditions

航空法第31条の規定により、身体検査基準 第1種に適合することを
証明する。
This is to certify that the above-mentioned person complies with the
Aviation Medical Standards (Class1) in accordance with Article 31 of
Civil Aeronautics Law of Japan.
年 月 日
Date of issue (y/m/d)
国土交通大臣
Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
(指定航空身体検査医)
(Designated Aviation Medical Examiner) 印

定期運送用操縦士及び事業用操縦士を
対象とした有効期間

全ての操縦士に付される有効期間(通常の有効期間)

常用眼鏡使用等
身体検査の「条
件事項」の確認も
お忘れなく！

定期運送用操縦士、事業用操縦士及び准
定期運送用操縦士を対象とした有効期間

第2種航空身体検査証明書

第 号
CERT. NO.

第2種航空身体検査証明書
AVIATION MEDICAL CERTIFICATE (CLASS 2)

氏 名
Name

生年月日 **【見本】** 年 月 日
Date of Birth (y/m/d)

国籍・本籍
Nationality・Registered Domicile

現住所
Address

有効期間 Valid from (y/m/d) 年 月 日から
to (y/m/d) 年 月 日まで

※1 旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで、
一人の操縦者でその操縦を行う場合
When the holder of this certificate engages in single-crew commercial air
transport operations carrying passengers:
to (y/m/d) 年 月 日まで

※2 航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んでその操縦を行う
場合(※1の場合を除く。)
When the holder of this certificate engages in commercial air transport
operations (except in the case of ※1):
to (y/m/d) 年 月 日まで

条件事項
Conditions

国土交通省の31条の規定により、身体検査基準 第2種に適合することを
証明する。
This is to certify that the above-mentioned person complies with the
Aviation Medical Standards (Class2) in accordance with Article 31 of
Civil Aeronautics Law of Japan.
Date of issue (y/m/d) 年 月 日

国土交通大臣
Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
(指定航空身体検査医
Designated Aviation Medical Examiner)

有効期間は交付時の年齢により
5年～1年の期間で定められている。

常用眼鏡使用等
身体検査の「条
件事項」の確認も
お忘れなく！

書類の確認

(技能証明書、航空身体検査証明書、無線従事者免許証、総飛行時間及び最近6月の総飛行時間の確認)

資格 航空級無線通信士



【見本】

免許証の番号 HZE []

免許の年月日 昭和50年5月1日

氏 名 []

[] 年 [] 月 [] 日生

左の者は、無線従事者国家試験及び免許規則により、左記資格の免許を与えたものであることを証明する。

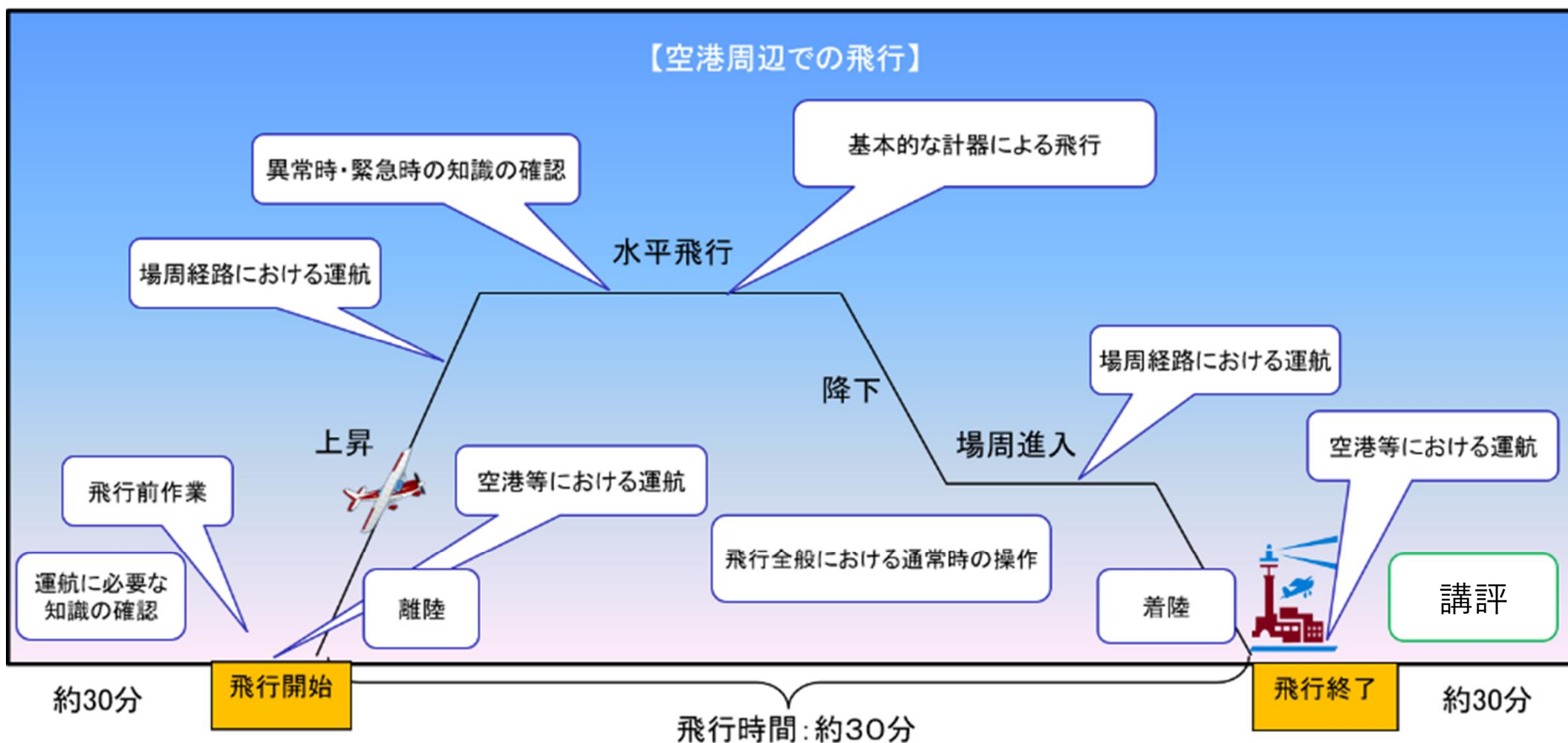
この免許証は、国際電気通信条約附属無線通信規則に規定する無線電話通信士一般証明書に該当することを証明する。

昭和50年5月1日

郵政大臣 

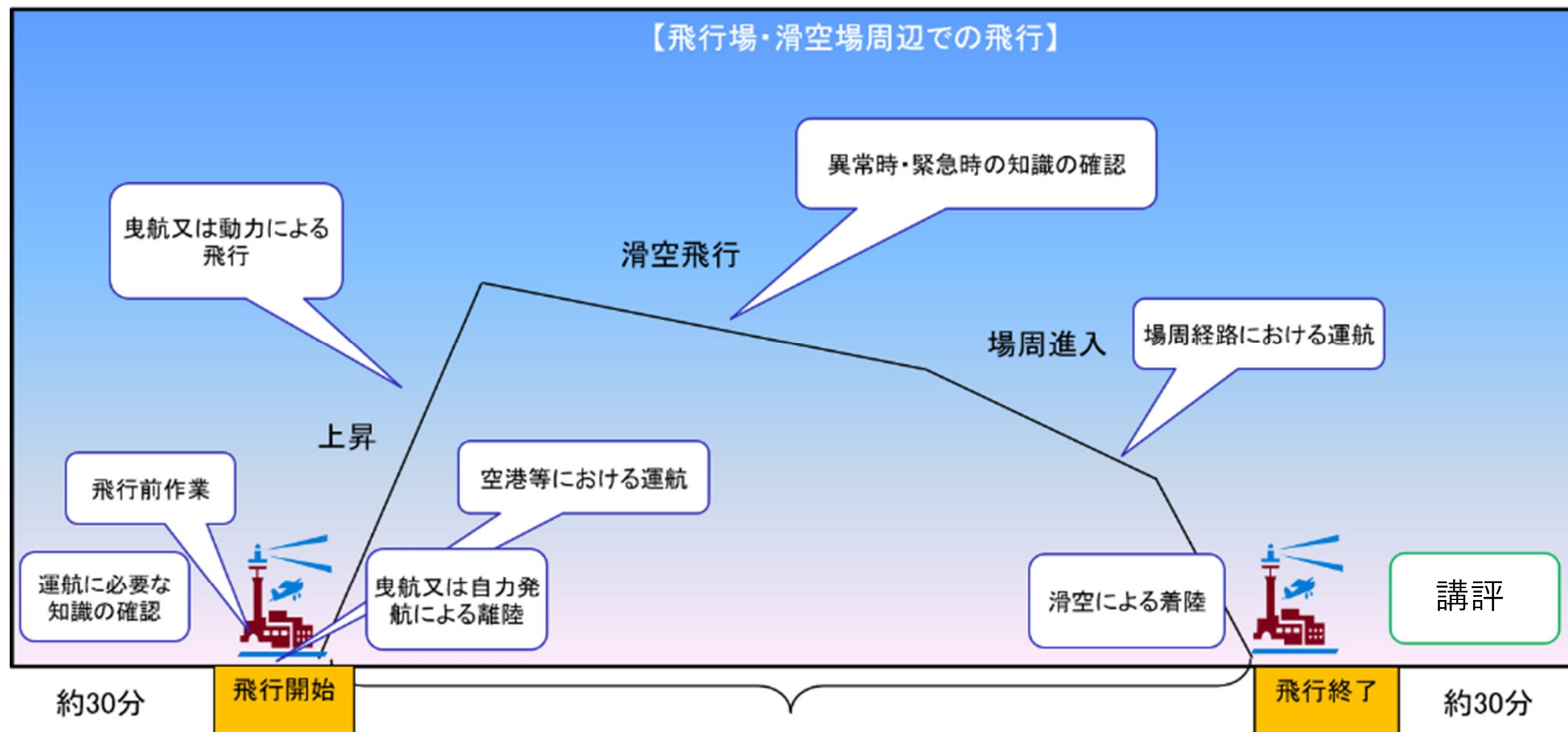
3. 審査の流れについて

特定操縦技能の審査のイメージ(飛・回)



3. 審査の流れについて

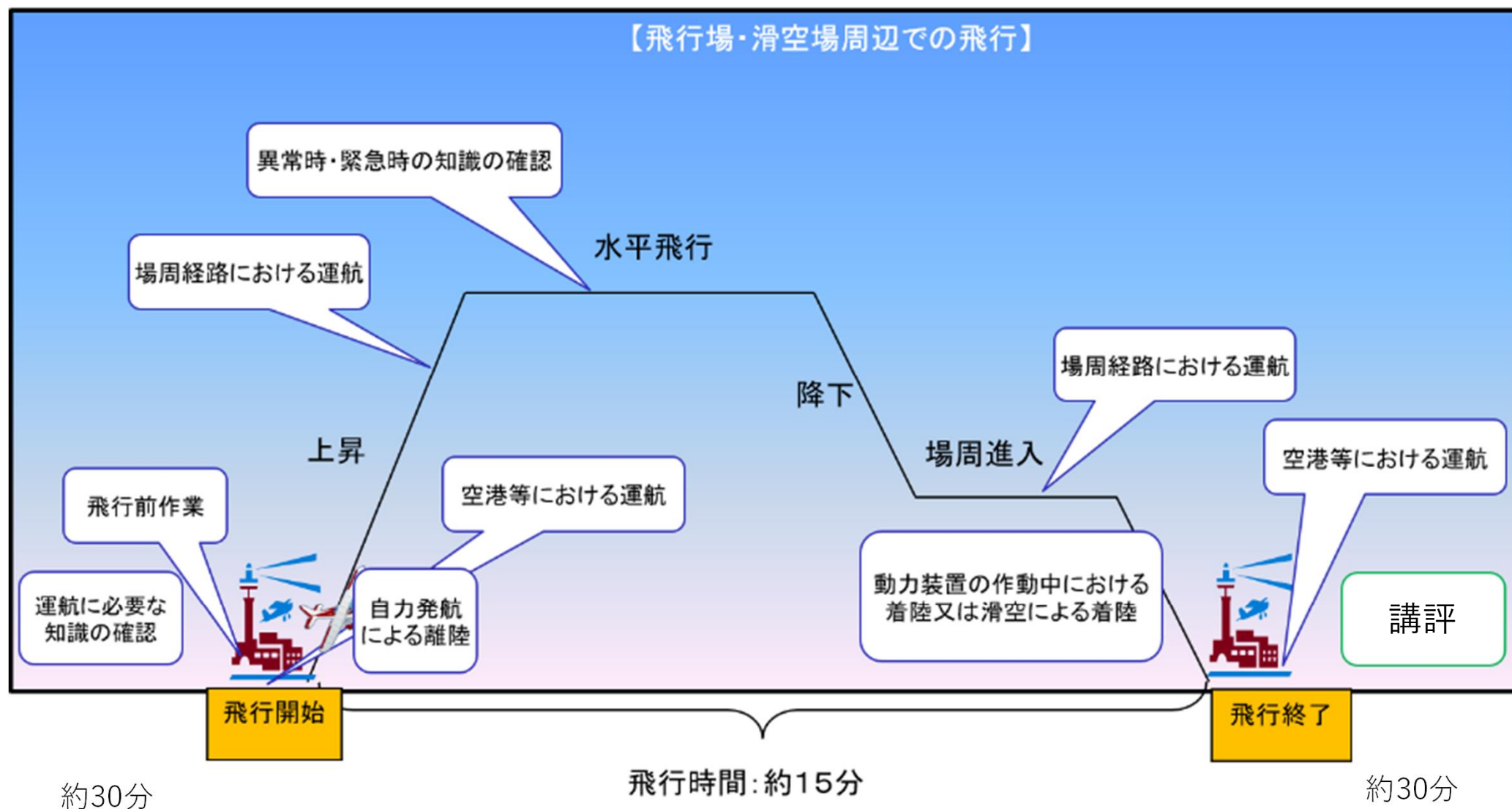
特定操縦技能の審査のイメージ
(上級滑空機・曳航装置あり動力滑空機)



操縦技能審査員初任講習

3. 審査の流れについて

特定操縦技能の審査のイメージ(曳航装置なし動力滑空機)



4. 審査の実施要領

◆審査は以下の規程等により実施します。内容をしっかり理解して下さい！

◆特定操縦技能審査実施要領

（以下「実施要領」という）

◆特定操縦技能審査実施細則

（特定操縦技能審査チェックリストを含む。）

（以下「実施細則」という）

◆特定操縦技能審査口述ガイダンス

（以下「口述ガイダンス」という）

実施細則の構成

- I : 一般（総則、共通事項） ※飛・回・滑・船共通
- II : 飛行機（口述審査、実技審査）
- III : 回転翼航空機（口述審査、実技審査）
- IV : 滑空機（口述審査、実技審査）
- V : 飛行船（口述審査、実技審査）
- 別添 1～4 : 特定操縦技能審査結果報告書
（兼 特定操縦技能審査チェックリスト）
飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船

【口述ガイダンスより抜粋】

操縦技能審査員は口述審査にあたっては、原則として本ガイダンスから出題しなければならない。

口述ガイダンスの構成

- ・ 共通編 （飛・回・滑・船に共通です。）
- ・ 飛行機編「第1部」「第2部」
- ・ 回転翼航空機編「第1部」「第2部」
- ・ 滑空機編「第1部」「第2部」
- ・ 飛行船編「第1部」「第2部」

※ 飛行機の構成例

第1部：最近の変更点

1－1 最近の変更点※

第2部：恒常的に知識のレビューをすべき点

1－2 一般知識※

1－3 航空機事項等

7－1 諸系統又は装置の故障

7－2 離陸中のエンジン故障

※ 安全講習会受講により1-1及び1-2は、免除規定があるが、受講後の変更点等は免除されないので注意！

※ 安全講習会の開催実績は、以下HPより確認できます。

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000075.html

【口述ガイダンスより抜粋】

第1部

1. 航空機の操縦に従事するのに必要な知識

実施細則に示された口述審査のうち番号1－1は以下に示す1－1（最近の変更点）から出題すること。

※第1部に記載された該当事項については、概ね全ての項目について出題すること。

1－1 最近の変更点

- ・ 1、2、3、4・・・の番号の若い方が新しい変更点
- ・ 記載されていない直近の規則類（法令等）の変更点

※操縦技能審査員の判断で質問できる。

【口述ガイダンスより抜粋】

第2部

1. 航空機の操縦に従事するのに必要な事項

実施細則に示された口述審査のうち番号1－2、1－3、7－1、7－2は以下に示す1－2、1－3、7－1、7－2からそれぞれ出題すること。

第2部からは適宜（10問を目安）出題すること。

- 1－2 一般知識
- 1－3 航空機事項等
- 7－1 諸系統又は装置の故障
- 7－2 離陸中のエンジン故障

判定基準の質問事項に概ね答えられるとは？

- ・ **約 7 割位の正答率**（口述ガイダンスより）

【実施細則（飛行機）実技審査より抜粋】

2 飛行前作業

2 - 1

科 目：証明書・書類

- ・ 証明書・書類等の有効性の確認
- ・ 記載事項の解読
- ・ 必要事項の確認

2 - 2

科 目：重量／重心位置等

- ・ 使用機の重量及び重心位置の計算
- ・ 搭載する燃料及び滑油の搭載量及びその品質の確認

【実施細則（飛行機）実技審査より抜粋】

2 飛行前作業

2－3

- 科目：航空情報・気象情報
- ・必要な航空情報を入手、関連のある事項を説明
 - ・必要な気象情報を入手、実況及び予報の説明

2－4

- 科目：飛行前点検
- ・外部、内部点検
 - ・諸系統、諸装置に関する理解

2－5

- 科目：始動・試運転
- ・始動、試運転を実施させる。

【実施細則（飛行機）実技審査より抜粋】

3 空港等及び場周経路における運航

3 - 1

科 目：地上滑走（水上滑走）

- ・管制機関等の指示または許可に基づき地上滑走

3 - 2

科 目：場周飛行及び後方乱気流の回避

- ・所定の方式に従い場周飛行
- ・計器飛行方式による運航を常とする場合精密進入で可

4. 審査の実施要領

【実施細則（飛行機）実技審査より抜粋】

4 通常の離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止

4－1

科目：通常の離陸（離水）及び上昇
・所定の方式により通常の離陸（離水）

4－2

科目：通常の進入及び着陸（着水）
・所定の方式により通常の進入及び着陸（着水）
・水上機の場合、風、水面の条件あり

4－3

科目：着陸（着水）復行
※口述ガイダンスに従って質問することもできる。

4－4

科目：離陸中止
※口述ガイダンスに従って質問する。

【実施細則（飛行機）実技審査より抜粋】

5 基本的な計器による飛行

5－1

科 目：レーダー誘導による飛行

- ・機位不明の想定を出し、模擬レーダー誘導
（フード使用は被審査者の任意）

6 飛行全般にわたる通常時の操作

6－1

科 目：通常操作

【実施細則（飛行機）実技審査より抜粋】

7 異常時及び緊急時に必要な知識

7－1

科目：諸系統又は装置の故障

口述ガイダンスに従って質問する。

※実技審査により行うこともできる
(安全に充分に配慮して実施のこと！)

まとめ

- ・ 出発前の確認（試運転まで）
- ・ 地上滑走
- ・ 離陸、着陸
- ・ 模擬レーダー誘導
- ・ その他の所定の操作

上記 5 項目を審査したら
実技審査は成立！

確実な審査を実施するために！

□ 実施細則に定める特定操縦技能審査結果報告書（兼特定操縦技能審査チェックリスト）を使用し、審査記録を作成しなければなりません。

☞ ただし、当該チェックリストと同等以上の独自の様式を使用し、審査記録を作成する場合は、それで代用可能です。

□ 特定操縦技能審査を通じて確認した被審査者の課題やこれに対して行った助言の内容を審査記録に記載しなければなりません。

4. 審査の実施要領

現行様式（口述審査）

口述審査

実施要領（○） 判定基準（>）

1：運航に必要な知識

□1-1 最近の変更点

- 安全講習会受講により確認済
- 安全講習会受講後の変更事項を審査

（飲酒基準、直近の運輸安全委員会勧告及び管制方式基準の改正については必須とする）

○航空局が直近に発信したリーフレットや安全啓発動画の内容についても理解しているか確認する。

なお、審査終了後には、航空局が直近に発信したリーフレットを被審査者に手交すること。

※特定操縦技能審査口述ガイドンス（「ガイドンス」という）「第1部 1-1. 最近の変更点」に定める質問事項に概ね答えられる。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）※口述ガイドンスから質問した該当番号を記載。

□1-2 一般知識

- 安全講習会受講により確認済
- 安全講習会受講後の変更事項を審査

○各項目について理解（理解力の程度を含め）しているか確認する。

※ガイドンス「第2部 1-2. 一般知識」に定める質問事項に概ね答えられる。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）※質問した事項及び回答

□1-3 航空機事項等

○各項目について理解（理解力の程度を含め）しているか確認する。

※ガイドンス「第2部 1-3. 航空機事項等」に定める質問事項に概ね答えられる。

所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）※口述ガイドンスから質問した該当番号を記載。

口述ガイドンスから質問事項を明確に記載

各質問項目を簡素に記載。また、審査において必ず確認する事項については下線を記載し明確化を図る。

新様式（口述審査）

口述審査

審査項目に対する判定基準を記載

（審査実施日： 年 月 日、被審査者：

実際に審査を行った審査（質問）項目について、以下に基づき該当する欄に「✓」すること

- 「適」：質問事項に概ね答えられる場合
- 「適（助言）」：助言の結果、質問事項に概ね答えられる場合
- 「未回答」：質問事項に答えられない場合

※未実施の項目については空欄とする。

※特定操縦技能審査実施規則・口述審査の判定基準における「質問事項に概ね答えられる」とは、約7割位の正答率（未回答が約3割未満）とする。

・所見、助言等を行った場合は、「所見」欄にその内容を記載すること

科目／審査項目	チェック欄			所見（理解不足に対するフォローアップ内容）
	適	適（助言）	未回答	
1：運航に必要な知識				
1-1 最近の変更点				
※被審査者の状況に応じた質問事項を記載する。				
・被審査者の状況に応じた質問事項を記載する。				
□安全講習会受講により確認済				
□安全講習会受講後の変更有 ※口述ガイドンス「第1部 1-1. 最近の変更点」から該当の変更事項を質問				
□安全講習会未受講 ※口述ガイドンス「第1部 1-1. 最近の変更点」から概ね全ての項目を質問				
（1）航空局が直近に発信したリーフレットや安全啓発動画の内容について理解しているか（被審査者への手交を含む。）				
（2）直近の規則類（法令等）の改正点及び過去2年間で運航に必要と思われるAICについて説明できるか。（審査員の判断で質問できる。）				
1. 航空身体検査証明申請時の「自己申告確認書」の提出等について [2019.8.1]				
（1）航空身体検査証明申請において自己申告を行うにあたっての確認事項や提出書類について説明できるか。				
（2）航空身体検査証明の有効期間中であっても、身体検査基準への適合性が疑われる身体状態となった場合の措置について説明できるか。				
2. 操縦士の飲酒に関する基準の制定について [2019.1.31]				
（1）航空法第70条に定められたアルコール又は薬物に関する規制について説明できるか。				
（2）航空機乗組員の飲酒による運航への影響やルールについて説明できるか。				
（3）航空機乗組員がアルコールの影響によって正常な運航ができないおそれがある状態について、一定の目安となる具体的な体内アルコール濃度について説明できるか。				
（4）アルコール検知器を正しく使用するための注意点を説明できるか。				
（5）アルコールの分解に要する時間について説明できるか。				

チェック欄を設定し、レ点により記入

所見欄を設定し、理解不足に対するフォローアップ内容を記載

3. 審査の実施要領

現行様式（実技審査）

実技審査

実施要領 (O) 判定基準 (>)

2: 飛行前作業

□2-1 証明書・書類

- 航空機登録証明書の登録記号が当該航空機と一致しているか確認させる。
- 航空証明書の登録記号が当該航空機と一致しているか、航空機別は何か、有効であるかを確認させる。
- 運用限界等指定書を確認させる。
- 航空日誌等により航空機の整備状況を確認させる。
- 必要な証明書、書類等の有効性の確認及び航空日誌等の記載事項を解説し説明ができる。
- 所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□2-2 重量・重心位置等

- 審査に使用する航空機の飛行規程、計算表等から重量及び重心位置を計算させる。
- 空重重量、全重重量、搭載重量等の区分を理解し、重量及び重心位置が許容範囲内にあることを確認させる。(重量・重心位置等に関する質問事項に概ね答えられる)
- 必要滑走路長を計算させ、答えさせるとともに使用予定の滑走路長から離陸・着陸が可能か判断させる。
- 離陸重量、着陸重量が使用予定の滑走路長での離陸・着陸を安全にできる範囲内であることを確認させる。(離陸距離、着陸距離の定数を確実に答えられる)
- 使用する燃料及び滑油の種類および搭載量を答えさせる。
- 燃料及び滑油の搭載量並びにその品質について確認できる。
- 所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

□2-3 航空情報・気象情報

- 必要な航空情報を入力させ、飛行に関する事項を説明させる。
- 航空情報を理解できる。
- 必要な気象情報を入力させ、天気概況、使用空港等、使用空域等の状況及び予報を説明させる。
- 天気図等を使用し、天気概況の説明ができる。
- 各種(空港等、使用空域)の気象通報式の解説ができる。
- 航空情報、気象情報を総合的に検討し、飛行の可否が判断できる。
- 所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

新様式（実技審査）

実技審査

審査項目に対する判定基準を記載

- ・実際に審査を行った審査項目について、以下に基づき該当する欄に「✓」すること。
- 「適」：判定基準を満足した場合
- 「適（助言）」：判定基準を一時的に逸脱したが、助言の結果、判定基準内に状況が改善された場合
- 「不適」：判定基準を繰り返し逸脱したり、逸脱した状況が継続した場合
- なお、審査項目が対象外（未実施）である場合は、「非該当」欄に「✓」すること。

※判定基準等は、特定機械技能審査実施規則を参照すること

- ・所見、助言等を行った場合は、「所見」欄にその内容を記載すること

科目／審査項目	チェック欄			所見（理解不足に対するフォローアップ内容）
	適	適 (助言)	不適	
2: 飛行前作業				
2-1 証明書・書類				
(1) 航空機登録証明書の登録記号が当該航空機のものとして一致しているか確認させる。				
(2) 航空証明書の登録記号が当該航空機のものとして一致しているか、航空機別は何か、航空証明は有効であるかを確認させる。				
(3) 運用限界等指定書を確認させる。				
(4) 航空日誌等により航空機の整備状況を確認させる。				
2-2 重量・重心位置等				
(1) 審査に使用する航空機の飛行規程、計算表等から重量及び重心位置を計算させる。				
(2) 必要滑走路長を計算させ、答えさせるとともに使用予定の滑走路長から離陸・着陸が可能か判断させる。				
(3) 使用する燃料及び滑油の種類、搭載量及びその品質を確認させる。				
2-3 航空情報・気象情報				
(1) 必要な航空情報を入力させ、飛行に関する事項を説明できるか。				
(2) 必要な気象情報を入力させ、天気概況、使用空港等、使用空域等の状況及び予報を説明できるか。				
2-4 飛行前点検				
(1) 航空機の外部点検及び内部点検をさせる。				
(2) 点検中、諸系統及び諸装置について質問する。				
2-5 始動・試運転				
始動及び試運転を行わせる。				

チェック欄を設定し、レ点により記入

所見欄を設定し、理解不足に対するフォローアップ内容を記載

口述審査チェックリスト<記入例>

(審査実施日: 2025年4月1日, 被審査者: 航空太郎 審査員: 国士一郎)

口述審査

・実際に審査を行った審査(質問)項目について、以下に基づき該当する欄に「✓」すること

「適」: 質問事項に概ね答えられる場合

「適(助言)」: 助言の結果、質問事項に概ね答えられる場合

「未回答」: 質問事項に答えられない場合

※未実施の項目については空欄とする。

※特定操縦技能審査実施細則・口述審査の判定基準における「質問事項に概ね答えられる」とは、約7割位の正答率(未回答が約3割未満)とする。

・所見、助言等を行った場合は、「所見」欄にその内容を記載すること

科目／審査項目	チェック欄			所見（理解不足に対するフォローアップ内容）
	適	適（助言）	未回答	
1：運航に必要な最新の知識				
1-1 最近の変更点				
※被審査者の前回の審査時間を考慮して出題（飲酒基準、直近の運航安全委員会勧告及び規制方式基準の改正については必須）				
・被審査者の状況により、次のいずれかに○すること。				
□安全講習会受講により確認済				
□安全講習会受講後の変更有 ※口述ガイダンス「第1部1-1. 最近の変更点」から該当の変更事項を質問				
☑安全講習会未受講 ※口述ガイダンス「第1部1-1. 最近の変更点」から概ね全ての項目を質問				
（1）航空局が直近に発信したリーフレットや安全啓発動画の内容について理解しているか（被審査者への手交を含む。）	✓			
（2）直近の規則類（法令等）の改正点及び過去2年間で運航に必要と思われるAICについて説明できるか。（審査員の判断で質問できる。）	✓			
1. 航空身体検査証明申請時の「自己申告確認書」の提出等について [2019.8.1]				
（1）航空身体検査証明申請において自己申告を行うにあたっての確認事項や提出書類について説明できるか。	✓			
（2）航空身体検査証明の有効期間中であっても、身体検査基準への適合性が疑われる身体状態となった場合の措置について説明できるか。	✓			
2. 操縦士の飲酒に関する基準の制定について [2019.1.31]				
（1）航空法第70条に定められたアルコール又は薬物に関する規制について説明できるか。	✓			アルコールに関する関連運送等について記載の誤りがあったため、正しい内容を教示するとともに、アルコールに関する運航への影響について、補足説明を行った。
（2）航空機乗組員の飲酒による運航への影響やルールについて説明できるか。	✓			
（3）航空機乗組員がアルコールの影響によって正常な運航ができないおそれがある状態について、一定の目安となる具体的な体内アルコール濃度について説明できるか。	✓			
（4）アルコール検知器を正しく使用するための注意点を説明できるか。	✓			
（5）アルコールの分解に要する時間について説明できるか。	✓			

審査実施日及び被審査者並びに審査員の氏名を記載

被審査者の安全講習会の受講の有無を確認し、該当項目に✓を記入

被審査者に対し質問を行い、チェック欄に✓を記入

被審査者に対し質問を行い、理解不足に対するフォローアップを行った場合はフォローアップ内容を記入

実技審査チェックリスト＜記入例＞

実技審査

・実際に審査を行った審査項目について、以下に基づき該当する欄に「✓」すること。

「適」：判定基準を満足した場合

「適（助言）」：判定基準を一時的に逸脱したが、助言の結果、判定基準内に状況が改善された場合

「不適」：判定基準を繰り返し逸脱したり、逸脱した状況が継続した場合

なお、審査項目が対象外（未実施）である場合は、「非該当」欄に「✓」すること。

※判定基準等は、特定操縦技能審査実施細則を参照すること

・所見、助言等を行った場合は、「所見」欄にその内容を記載すること

科目／審査項目	チェック欄			非 該 当	所見（理解不足に対す るフォローアップ内容）
	適	適 (助言)	不適		
2：飛行前作業					
2-1 証明書・書類					
(1) 航空機登録証明書の登録記号が当該航空機のものとして一致しているか確認させる。	✓				
(2) 耐空証明書の登録記号が当該航空機のものとして一致しているか、耐空類別は何か、耐空証明は有効であるかを確認させる。	✓				
(3) 運用限界等指定書を確認させる。	✓				
(4) 航空日誌等により航空機の整備状況を確認させる。	✓				
2-2 重量・重心位置等					
(1) 審査に使用する航空機の飛行規程、計算表等から重量及び重心位置を計算させる。	✓				
(2) 必要滑走路長を計算させ、答えさせるとともに使用予定の滑走路長から離陸・着陸が可能が判断させる。	✓				
(3) 使用する燃料及び滑油の種類、搭載量及びその品質を確認させる。	✓				
2-3 航空情報・気象情報					
(1) 必要な航空情報を入手させ、飛行に関する事項を説明できるか。		✓			航空情報の入手方法について、最新の入手ツールについて不慣れな部分があったが助言する事により適切に入手を行う事ができた。
(2) 必要な気象情報を入手させ、天気概況、使用空港等、使用空域等の状況及び予報を説明できるか。	✓				
2-4 飛行前点検					
(1) 航空機の外部点検及び内部点検をさせる。	✓				
(2) 点検中、諸系統及び諸装置について質問する。	✓				
2-5 始動・試験					
始動及び試験を行わせる。	✓				

被審査者に実技を行わせ確認した結果について、チェック欄に✓を記入

被審査者に実技を行わせ、確認した結果、理解不足に対するフォローアップを行った場合はフォローアップ内容を記入

特定操縦技能審査における留意事項

口述審査

- ・ 質問の趣旨を明確に伝えましょう。
- ・ 質問の時機に配慮し、質問の種類が偏らないようにしましょう。
- ・ 回答が不適切であった場合は、適切な措置及び指導を行いましょう。

実技審査

- ・ 出発前の確認が確実に行われているか確認しましょう。
- ・ 操作、手順等を厳格に監視しましょう。
- ・ 審査に関する所要事項の説明・記録を適切に行いましょう。
- ・ 審査中、他機や障害物等に対する見張り、気象及び管制機関との通信等、安全に関して最大の注意を払いましょう。
- ・ C R MスキルやT E M を活用して安全で効率的な審査を行うため、ノンテクニカルスキルが発揮できていることを確認しましょう。
- ・ 不適切な判断又は操作等を行った場合、直ちに適切な措置をとりましょう。
- ・ 模擬飛行装置等を使用する場合は、気象、諸系統又は装置の故障の状況設定を適切に行いましょう。

5. 安全確保のための方策

安全な審査を実施するために

☑危機感をもって臨みましょう！

☑審査中の被審査者の心理に配慮しましょう。

・・・被審査者をリラックスさせるよう心がけ、必要以外は静かに観察する。

☑審査飛行中はしっかり見張りをしましょう。

☑いつでもテイクオーバーできる準備を！

※ 両手、両足を身構え、座席位置は常に操縦できる位置にしておきましょう。
なお、審査員が操縦操作を行う場合は有効なライセンス（特定操縦技能審査に合格していることを含む。）及び身体検査証明を有している必要があります。

6. 判定要領

【実施細則より抜粋】

4. 不合格と判定しなければならない状況

4－1 以下の状況が審査中生起した場合は、**不合格と判定**しなければならない。

(1) 審査において**航空法違反**が明確な場合

以下の例に該当した場合、もしくは**類似の状況**と判断できる場合

ア **管制指示に違反**した場合

イ 飛行規程に記載された**制限事項に違反**した場合

ウ その他**航空法**に規定された事項に違反した場合

(2) **判定基準を繰り返し逸脱**したり、逸脱した状況が継続した場合

この場合、操縦技能審査員は安全確保のために助言を実施しても良い。助言の結果、判定基準内に状況が改善された場合は、不合格と判定する必要はない。

(3) **危険な操作**を実施した場合、または危険な状況を**回避しなかった**場合

7. 飛行後ブリーフィングの要領

【実施細則より抜粋】

3. 審査終了後の飛行後ブリーフィング

以下の事項について批評、解説、注意喚起を行い、安全運航のための**助言を行う**。

3－1 口述審査で助言する事項

口述審査において被審査者が**十分に回答できなかった事項**について項目を示し、事後の自主研鑽の方向付けをする。

3－2 実技審査で助言する事項

現状で、安全性に問題がないものの、修正をすることにより、さらに**安全性向上が期待できると思われる事項**について助言する。

航空機乗組員飛行日誌への記載

- 航空法施行規則別表第二の運用について
- 航空機乗組員飛行日誌記入要領

1. 被審査者は合否問わず**機長時間※**
2. 操縦技能審査員は
操縦席に着いた場合・・・**機長時間※**
操縦席以外の場合・・・その他の時間
3. 操縦練習の監督者が操縦席に着いた場合・・・**機長時間※**

※ 通報する飛行計画書及び搭載用航空日誌（ジャーニーログ）への記載にかかわらず、航空機乗組員飛行日誌（フライトログ）の機長時間及び機長署名を行っていただいて結構です。

8. 技能証明書の記入要領

技能証明書へ結果を記載しましょう！

操縦技能審査員は、審査終了後、被審査者の技能証明書（規則第20号様式12.）に次に掲げる事項を記入する。

1. 審査を行った日
2. 合格又は不合格の別
3. 操縦等可能期間の満了する日（合格とした場合に限る。）
4. 操縦技能審査員の氏名
5. 操縦技能審査員の認定番号

記入した技能証明を
コピーして報告！

操縦技能審査員／確認者※	
氏名	認定番号／所属
筑紫 次郎	OA12×

【注意事項】

※航空運送事業者の場合は所属を記載する。

- ・日付等間違えないように必ず鉛筆で下書きし、相互確認を！
- ・誤記した場合は、技能証明書の再発行若しくは誤記欄に訂正線を引き次欄に記入する。（訂正印は押さない。）

9. 審査結果の報告要領及び 審査結果の保管

【特定操縦技能審査実施要領 第3章 特定操縦技能審査】

特定操縦技能の審査を行った場合は、その日から起算して**10日以内**（土日・祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く。）に、以下の書類、

1. 「特定操縦技能審査結果報告書（第7号様式）」又は「特定操縦技能審査結果報告書（兼 特定操縦技能審査チェックリスト※）」：細則別添1～4」
 2. 被審査者の特定操縦技能審査申請書の写し
 3. 被審査者の技能証明書（※審査結果記入済みの証明書を含む）の写し
- を操縦技能審査員の現住所を管轄する地方航空局保安部運航課検査乗員係に提出しなければならない。

※について「特定操縦技能審査結果報告書」以外のチェックリスト部分の提出は任意です。

1～3の審査結果は少なくとも2年間保存すること。また局から提出を求められる可能性があります。

<提出先>

- (ア) 東京航空局保安部運航課検査乗員係
 - ・ 電話03-5275-9321
- (イ) 大阪航空局保安部運航課検査乗員係
 - ・ 電話06-6937-2781

提出した書類の写しは、
当該審査を実施した日から
少なくとも2年間保存する！

特定操縦技能審査結果報告書提出等の際に 注意していただきたいこと

- ✓ 特定操縦技能審査結果報告書等の各様式は国土交通省ホームページに掲載されています。申請・報告を行う際や、審査を行う際は、お手持ちの資料・様式等が最新のものであることを確認してください。
- ✓ 特定操縦技能審査結果報告書をまとめて提出する際は、被審査者ごとに技能証明書の写しを添付してください。複数名の技能証明書の写しを1枚にまとめてコピーされたものが添付されていたり、1枚にコピーしたものを切り取ってそれぞれの報告書に添付されていたりする事例が多数あります。
- ✓ 添付する技能証明書の写しは、審査結果を記載したものだけではなく、手帳タイプは全ての記載項目、カードタイプは全てのカードの写しが必要です。

9. 審査結果の報告要領及び審査結果の保管

報告書の書き方の注意事項

(※実技審査の全部を模擬飛行装置又は飛行訓練装置を使用して行う場合には航空身体検査証明に関する情報の記入は不要)	氏名：
	現住所：〒
	電話番号：
	E-mail：
	所属（もしあれば）：
	〔本審査に係る航空従事者技能証明等に関する情報〕
	資格： ☐ 定期 ☐ 事業用 ☐ 自家用 ☐ 准定期
	番号・第 号 種類： ☐ 飛 ☐ 回 ☐ 滑 ☐ 船
	限定（等級）（型式）
	他資格： ☐ 計器 ☐ 教育 ☐ 英語（有効期限： 年 月 日）
今回の審査前の操縦等可能期間の満了日： 年 月 日	
航空身体検査証明番号：第 号 ☐ 第一種 ☐ 第二種	
航空身体検査証明有効期限： 年 月 日	
条件事項：	
〔飛行経験等〕	
総飛行時間： 時間 分	
最近6月の総飛行時間： 時間 分	
過去2年以内の安全講習会の受講 ☐ 無 ☐ 有（以下に最近の受講実績を記入）	
講習会名称： 受講日： 年 月 日	
特定操縦技能審査	審査実施日： 年 月 日
審査を実施した空港等 （※模擬飛行装置又は飛行訓練装置で実施した場合は当該装置の設置場所）	
審査に使用した機材（航空機の種類、等級、型式、国籍及び登録記号） （※模擬飛行装置又は飛行訓練装置の場合は国土交通大臣の認定番号及び認定年月日）	
実技審査の飛行経路：	
実技審査の飛行時間：	
審査結果： ☐ 合格 ☐ 不合格（理由： ）	
操縦等可能期間満了日（合格した場合） 年 月 日	

技能証明書に書かれている限定事項について書いてください。審査で使った型式を書く欄ではないので注意！

「種類、等級、型式、国籍及び登録記号」の全てを記載してください。
例：飛行機、陸上単発、C172、JA○○○○
回転翼航空機、LSP、R22、JA○○○○
など

審査日から10日以内の提出が求められています。航空局からの修正依頼があった際はすみやかに修正のうえ、提出いただくようご協力をお願いします。

10. 審査と報酬

事業用操縦士以上の資格を有する者が、特定操縦技能審査を実施する場合、報酬を受けることができます。

ただし、当該操縦士が自ら保有する航空機を有償で貸し出し、有償で審査を行う場合は、「航空機使用事業」に該当するので、航空機使用事業の許可を取得していない場合は、報酬を受けての審査はできません。

航空機使用事業とは？

事業用操縦士の業務範囲（抜粋）
航空機に乗り組んで次に掲げる行為を行うこと。
1. （略）
2. 報酬を受けて、無償の運航を行う航空機の操縦を行うこと。
3. ～5, （略）

許可が必要となる事業

他人の需要に応じ、**航空機を使用**して、**有償**で

- 旅客又は貨物を運送する**事業**(*1)(航空運送事業)
 - 旅客又は貨物の運送以外の行為の請負を行う**事業**(*2)(航空機使用事業)
- を営営する場合は、**航空法第100条又は第123条の許可が必要**です。

(*1)

遊覧飛行は、旅客を運送する事業に含まれます。

(*2)

写真撮影、空中測量、操縦訓練、薬剤散布などが該当します。

用語の解説

- 「**他人の需要**」…… 不特定多数の他人、すなわち公衆の用に供する場合と、特定の者の利用に供する場合の両方が含まれます。
- 「**航空機を使用**」…… その者が、航空機の運航の主体となってという意味で、航空機の実管理権を有して、これを運航させる場合を指します。
- 「**有償**」…… 運航の対価を得てという意味で、寄附、謝礼、燃料代その他名目の如何は問いません。
- 「**事業**」…… 一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的な遂行が、社会通念上事業と認められる程度に至るものを指し、営利目的かどうかを問いません。

- 操縦技能証明保有者に対し、飛行前の一定期間内に、航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力であってその維持について確認することが特に重要であるもの（特定操縦技能）を有するかどうかについての審査を行う。
- 審査は、必要な経験、知識及び能力を有することについて、国土交通大臣が認定した「操縦技能審査員」が行う。
- 審査は、航空機の種類ごとに、運航に必要な知識（特に、航空法規等の最新の改正内容等についての知識）の確認、空港等における運航、通常時の離着陸や、通常時の飛行、異常時及び緊急時の操作等の知識の確認からなる。
- 審査の適切性、公平性を担保するため、操縦技能審査員は、航空局が発行する実施要領、実施細則、口述ガイダンスに基づき審査を行う。
- 審査は、国土交通大臣の認定した模擬飛行装置又は飛行訓練装置（ビジュアル装置を有するもの）を使用して行うことができる。
- 操縦技能審査員は、審査を行った時は、被審査者の技能証明書に「審査を行った日」「合格又は不合格」「操縦等可能期間満了日（合格した場合に限る）」「操縦技能審査員の氏名および認定番号」を記入し、当該技能証明書の写しを国土交通大臣に提出するとともに、審査記録を作成するものとする。
- 不合格の場合は特定操縦技能練習をするか、又は技能証明書を国土交通大臣に提出する。

11. 特定操縦技能審査に関する法令、 規則、通達類等

操縦技能審査員に対する随時検査

・ 目的

航空法第134条第1項及び第2項の規定に基づき、特定操縦技能審査制度の適正な運用を確保するため、操縦技能審査員の行う**特定操縦技能審査の公平・公正性、審査内容、審査レベル等**に疑義が生じた場合、その他安全政策課長が必要と認めた場合に実地にて検査を行い、当該内容について確認する。

特定操縦技能審査実施要領2.6（平成24年国空航第799号）

・ 随時検査の方法

不適切な特定操縦技能審査が確認された場合や、審査に合格したにもかかわらず当該操縦士の技量・知識等が疑われるなど審査が不適切であったと考えられる場合等において、原則として、検査対象の操縦技能審査員による**実際の特定操縦技能審査に航空従事者試験官が立会うことにより実施する。**

実際の審査を行うことが困難な場合は航空従事者試験官を被審査者に見立てて、模擬審査により行うことができる。

※航空局では、随時検査とは別に、本制度の実効性を高める取り組みの一つとして、審査の運用状況を確認し制度の見直しを行うことを目的とした「実態調査」を実施しています。引き続き、本調査へのご理解、ご協力をお願いします。

特定操縦技能審査に関する罰則

操縦技能審査員

- ・ 審査員の認定及び審査に関する規定に違反
 - ・ 100万円以下の罰金
 - ・ 6ヶ月以内の審査業務の停止又は認定の取り消し

操縦技能証明を有する者

- ・ 審査に合格していない者が航空機の操縦、操縦の練習の監督又は計器飛行等の練習の監督を行った場合
 - ・ 50万円以下の罰金

特定操縦技能練習の監督者

- ・ 規定に違反して操縦の練習の監督を行った場合
 - ・ 50万円以下の罰金
- ・ 監督者の指定の手続きに関し不正を行った場合
 - ・ 10万円以下の過料

小型航空機等の運航に係わる法令遵守及び安全優先の意識の徹底について
(R2.6.30特定操縦技能審査の操縦等可能期間の厳格な期限管理について)

国空航第420号R1.6.18

関連事案発生年月日：H30.9.16

概要

- ・ 大分空港における胴体着陸事案の個人操縦士（操縦技能審査員）が、航空身体検査証明の有効期間及び特定操縦技能審査の操縦等可能期間のいずれも超過した状態で当該飛行を行っていたことが判明
(航空身体検査：88回、特定操縦技能審査：36回の飛行を実施)
- ・ 事案後、法違反の事実を報告せず審査員の認定を再取得

処分内容

- ・ 航空業務停止60日（航空法第30条）
- ・ 操縦技能審査員の認定取り消し（航空法第71条の3第4項）

小型航空機等の運航に係わる法令遵守及び安全優先の意識の徹底について

国空航第3564号R2.3.31

関連事故発生年月日：H29.8.14

概要

- ・ 奈良県山辺郡山添町の山林への墜落事故調査公表後、大阪航空局が行った調査により、当該事故機長に対し行ったとされる特定操縦技能審査において、実技審査を実施せずに合格と判定し、大阪航空局に虚偽の審査結果の報告をしていたことが判明
- ・ 当該事故機長とは別の個人操縦士に対しても同様の報告を行っていたことが判明

処分内容

- ・ 操縦技能審査員の認定取り消し（航空法第71条の3第4項）

特定操縦技能審査における不具合事例

事例 1. 特定操縦技能審査を行った審査員の認定が切れていたケース

事例 2. 特定操縦技能審査中に、被審査者が管制指示を誤認し滑走路へ誤進入してしまったケース

事例 3. 特定操縦技能審査の実技審査を1回の飛行で、飛行中に審査者と被審査者が入れ替わりながら相互に実施したケース **【※ 随時検査を実施】**

その他. 特定操縦技能審査の操縦等可能期間満了日を過ぎて飛行してしまったケース（年数件）

H2.6.29

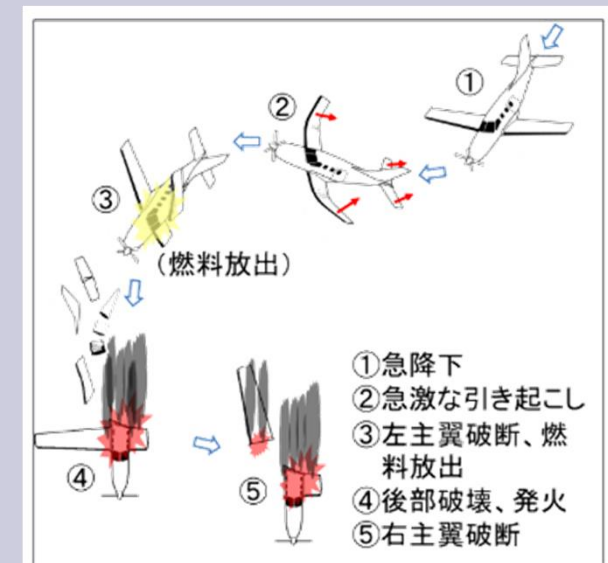
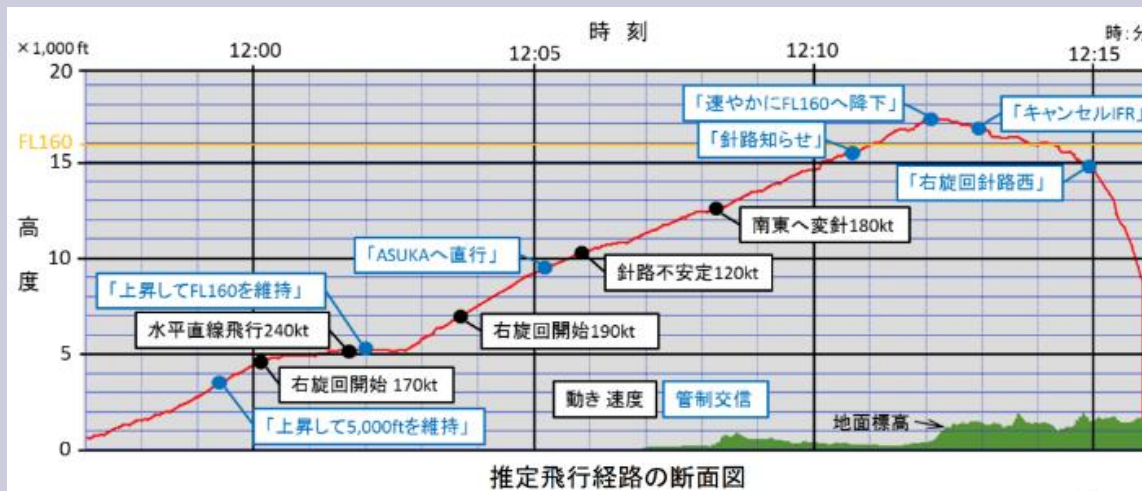
教育訓練に関するガイドラインの制定

背景

H29.8.14 奈良県山添村墜落事故（事故調査報告書より）

個人運航 ソカタ式TBM700型機が飛行中に制御を喪失した状態となったため、旋回しつつ急降下し、空中分解して墜落したものと推定される。

同機が飛行中に制御を喪失した状態となったことについては、機長が同機の操縦に必要な知識及び技能を有していなかったため、適切な操縦操作が行えなかった可能性が考えられる。



概要

R2.10.1「技能証明に付された限定と同一の種類及び等級であって、操縦経験のない型式の航空機を操縦しようとする場合等の教育訓練に関するガイドライン」を施行（飛行機を新たに追加）

既存のガイドライン回転翼：H7.9.29空乗第2090号、滑空機：H18.6.23空乗第86号は上記に統合されたため廃止
※操縦技能審査員に対し教育訓練の実施記録の確認を依頼（事務連絡）

操縦技能審査員への依頼（R4.4.1 事務連絡）

- 目的
操縦経験のない型式の航空機を操縦しようとする場合等において、教育訓練ガイドラインに基づく教育訓練の適切な実施を促す。
- 操縦技能審査員への依頼事項
被審査者に対し確認する事項
 - ①前回の特定操縦技能審査以降（※）において、操縦経験のない型式の航空機の操縦及び経験のない発航方法による滑空機の操縦の有無、教育訓練ガイドラインに従った教育訓練及び学習の実施状況の聞き取り
※教育訓練ガイドライン施行日（R2.10.1）以降に限る。
 - ②航空機乗組員飛行日誌により、操縦経験のない型式の航空機の操縦及び経験のない発航方法による滑空機の操縦の実施状況並びに教育訓練ガイドラインに従った教育訓練及び学習の実施記録の確認
 - ③確認の結果、教育訓練ガイドラインに従った教育訓練及び学習が実施されていなかった場合
 - ・被審査者に速やかに教育訓練及び学習を実施するよう伝える。
 - ・右記様式により「特定操縦技能審査結果報告書」とともに地方航空局運航課に提出する。

安全確保のための教育訓練等の実施について

_____様

国土交通省航空局安全部安全政策課

_____年____月____日に実施した特定操縦技能審査の際の聞き取り及び航空機乗組員飛行日誌の確認により、「技能証明に付された限定と同一の種類及び等級であって、操縦経験のない型式の航空機を操縦しようとする場合等の教育訓練に関するガイドライン」（国空航第 1055 号）（以下「通達」という）について、

☐ ① 下記に該当するが、通達 4 項に従った教育訓練の実施記録がない

☐ 操縦経験のない型式の多発ピストン飛行機並びに単発及び多発タービン飛行機を操縦している（型式：_____）

☐ 通達 1－1 項ロ）～ヌ）に示される、経験のない特徴を有する飛行機を操縦している
（型式：_____、通達該当項：1－1 項 _____）

☐ 操縦経験のない型式の回転翼航空機を操縦している
（型式：_____）

☐ 経験のない発航方法によって滑空機を操縦している
（発航方法：_____）

☐ ② ①に該当しない場合であって、操縦経験のない型式の航空機を操縦しているが、通達 5 項に従った学習の実施記録がない
（型式：_____）

ことが分かりました。安全確保のため、通達に従って速やかに必要な教育訓練及び学習を実施の上、航空機乗組員飛行日誌に記録するようお願いします。

【連絡先】
東京航空局 航空従事者試験官（03-5275-9330）
大阪航空局 航空従事者試験官（06-6937-2772）

航空事故の概要（事故調査報告書から抜粋）

群馬県防災航空隊所属ベル式4 1 2 E P型J A 2 0 0 Gは、平成30年8月10日（金）、ぐんま県境稜線トレイルでの救助活動に備えた危険箇所の調査・確認のため、群馬県前橋市下阿内町の群馬ヘリポートから離陸し、10時01分ごろ、群馬県吾妻郡中之条町横手山北東約2 k m付近の山の斜面に衝突した。

運輸安全委員会からの勧告（事故調査報告書から抜粋）

本事故において、同機が登山道の調査のため山岳地域を飛行中、雲の多い空域に進入して視界が悪化し地表を継続的に視認できなくなったことにより、機長が空間識失調に陥り機体の姿勢を維持するために適切な操縦を行えなくなったため、山の斜面に衝突したものと考えられる。

視界が悪化して地表を継続的に視認できなくなったことについては、有視界気象状態を維持することが困難となる中で、引き返しの判断が遅れ、飛行を継続したことによるものと考えられる。

消防防災、警察等の搜索救難活動を行う航空機の操縦士は、任務の特性上、気象状況が変化しやすく、かつ局所的な気象の予測を行うことが困難な山岳地域を飛行することが多い。急激に天候が悪化した場合でも、空間識失調に陥らずに天候が悪化した空域から速やかに離脱するための適切な行動をとることが重要であり、このためには、空間識失調の危険性に関する理解を深め、必要な場合は直ちに基本的な計器による飛行に切り替えるとともに、自動飛行装置を有している場合には適切に使用すること等の具体的な空間識失調予防策及び対処策を日頃から身につけておく必要があると考えられる。

このことから、当委員会は、本事故調査の結果を踏まえ、航空事故防止及び航空事故が発生した場合における被害の軽減のため、運輸安全委員会設置法第26条第1項に基づき、国土交通大臣に対して、以下の施策を講じるよう勧告する。

国土交通省航空局は、搜索救難活動を行う航空機の操縦士に対し、**空間識失調の危険性について注意喚起**するとともに、**空間識失調に陥らないための具体的な予防策**及び万一空間識失調に陥った場合に**その状況から離脱するための対処策**について周知すること。

空間識失調に関するリーフレット



空間識失調

空間識失調とは

飛行中は、さまざまな感覚器(視覚・平衡感覚及び深部感覚)からの、強さ・方向・頻度の異なる刺激があるため、空間識を維持することは困難となります。これらの感覚のずれ(ミスマッチ)により、錯覚がおこります。

飛行中など、特に周囲環境が動いている際に、空間識を維持するためには、視覚情報が最も重要な情報を提供します。たとえ鳥でも、雲や霧の中など、視覚が遮られた状態で空間識を維持しながら飛ぶことは難しいのです。

(パイロットのための航空医学「空間識失調 視覚錯覚について」航空医学研究センターより)

空間識失調に関する注意事項

- (1) 有視界飛行方式で飛行のための気象状態の評価には、十分に注意し飛行の可否を判断すること。
- (2) 気象状況が変化しやすく、かつ局所的な気象の予測を行うことが困難な空域や、視覚情報が限定される可能性の高い空域では、基本的な計器による飛行に切り替えることにより速やかに当該状況から離脱すること。
- (3) 万一意図せず計器気象状態や空間識失調に陥った場合には、自己の姿勢感覚ではなく、飛行計器の指示に従い、使用可能な場合には錯覚から回復するまで自動操縦により飛行すること。

<事例概要>
平成30年8月10日(金)、ベル式412EP型が群馬県境稜線トレイルでの救助活動に備えた危険箇所の調査・確認中、群馬県吾妻郡中之条町横手山北東約2km付近の山の斜面に衝突した。

登山道の調査のため山岳地域を飛行中、雲の多い空域に進出して視界が悪化し地表を継続的に視認できなくなったことにより、空間識失調に陥り機体の姿勢を維持するための操縦を行えなくなったため、山の斜面に衝突したものと考えられる。

原因

推定飛行経路(動態管理システムによる)
予定した飛行経路(携帯GPS受信機に入力されていたポイントによる)
群馬トレイル

事故調査報告書よりの飛行

パイロットは、一般的に、地平線を参照することにより、飛行中の機体の姿勢保持を行っています。また、地平線がはっきりしない時には、真下の景色を参照しながら機体の姿勢維持をしています。地平線も、真下の景色も見えないときは、機体の姿勢維持のための情報は、姿勢表示計や、他の計器に頼るしかありません。

(パイロットのための航空医学「空間識失調 視覚錯覚について」航空医学研究センターより)

<空間識失調の予防策>
以下は空間識失調に陥ることを予防する基本的なステップである:

1. 3マイル未満の視程で飛行する場合は、計器を参照して操縦する訓練を受け、技量を維持すること。
2. 夜間に飛行する場合、または視界が悪い場合は、飛行計器を使用すること。
3. 夜間に飛行する場合は、夜間飛行に必要な最近の経験要件を維持すること。
4. 有視界飛行のみの資格ならば、天候が悪化する可能性がある時は有視界飛行を試みないこと。
5. 飛行中に前庭(平衡感覚に関わる器官)機能の錯覚に気付いたら、計器を信頼し、知覚を無視すること。

(FAA Spatial Disorientationより)

<空間識失調への対処策>
事故調査報告書によれば、FAA TV: Spatial Disorientationのビデオ映像の中で、空間識失調への対処策を次のとおり列挙している。

- 計器気象状態となる前に180度旋回は有効である。
- 自分で計器気象状態であると分かったならば、基本計器に集中して飛行し、体感を無視すること。
- 計器に集中して、注意散漫となるきっかけとなる周辺視野の状況を切り離すこと。
- 計器のクロスチェックの頻度を増すこと。
- 問題を認識したら、すぐにリーダー誘導を期待できる航空管制機関へ支援を求めること。
- 計器気象状態の間、旋回中に頭を動かすことは避けること。
- 頭を動かさずとも、目の動きを使用すること。
- 重要ではない作業は後にして、航空機を飛行させることに集中すること。
- 操縦士二人乗りの内の一で錯覚に陥り始めた場合、もう一人の操縦士に操縦を任せること。操縦士が同時に錯覚に陥ることはめったにない。
- 自動操縦装置が利用できるならば、錯覚が消えるまで自動操縦装置を使用すること。

(参考)視界不良時の飛行や空間識失調の危険性に関する資料等

- 空間識失調[視覚錯覚]について
<https://www.aeromedical.or.jp/pilot/pdf/2002-2.pdf>
- 空間識失調その2
<https://www.aeromedical.or.jp/pilot/pdf/2002-3.pdf>
(「一財」航空医学研究センター作成 (公社)日本航空操縦士協会 機関誌(PILOT誌)掲載)
- 「空間識失調と対策」
https://doi.org/10.20846/jasdfam1.56.4_79
(清嶋他、空間識失調と対策、航空医学実践報告56(4), p79-93)
- FAA制作 航空医学教育ビデオ~日本語版~
<https://www.youtube.com/watch?v=sgccM4AQo2UE>
(「一財」航空医学研究センター)

本件に係る詳細情報が必要な方は、下記までご連絡下さい。
国土交通省航空局安全部運航安全課 小型機安全担当(電話 03-5253-8737)

国土交通省航空局は、運輸安全委員会からの勧告を受け、空間識失調に関する注意事項について、運航者団体あて注意喚起を行った他、リーフレットを作成し広く周知を行っています。

操縦技能審査員におかれては事前調整の段階など可能な限り特定操縦技能審査を実施する前に、受審者に対し、リーフレットを入手するとともに内容を十分に理解しておくよう依頼するとともに、審査終了後のブリーフィングの機会などにおいてリーフレットを受審者に手交して同内容の十分な理解を図るようお願いいたします。

リーフレットは航空局HPより入手できます。

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000054.html

- I. 有視界飛行方式による雲中飛行事故防止について
<https://www.mlit.go.jp/common/001020880.pdf>
 平成23年1月3日：熊本県矢護山における事故
- II. 離陸重量等の出発前の確認の確実な実施並びに飛行規程の遵守及び非常事態への備えについて
 (運航の安全確保の取り組み及び航空保険を含む)
<https://www.mlit.go.jp/common/001204578.pdf>
 平成27年7月26日：調布飛行場付近における事故
- III. 航空機への着氷、シートベルト及びショルダーハーネス着用の励行並びにE L Tの適切な運用と措置に関するリーフレットについて <https://www.mlit.go.jp/common/001258419.pdf>
 平成29年6月3日：立山連峰における事故



12. その他航空法関連法令、規則、 通達類等

航空機乗組員の使用する医薬品の取扱いに関する指針

令和5年7月21日に航空機乗組員の使用する医薬品の取扱いに関する指針が改正されました。

👉 今般変更箇所は医薬品使用に関する運用指針で分類された4グループのうちB、C及びDの3つの分類グループに該当する医薬品になります。

新設の項目（※一部抜粋）

○ 注射薬の使用、献血等

- ・ 皮下注射：減感作療法継続治療時は4時間、他は予防接種含め24時間は航空業務を行ってはならない。
- ・ 筋肉注射：24時間は航空業務を行ってはならない。
（新型コロナワクチンは48時間）
- ・ 静脈注射：24時間は航空業務を行ってはならない。
- ・ 点滴、献血：24時間は航空業務を行ってはならない。

その他、漢方薬含む一部医薬品に関しても投与間隔や航空業務に従事するまでの間隔等が新たに設定されました。

※ 国空安政第796号 令和5年8月21日から適用

13. 事故事例等で、特定操縦技能審査を実施する上で注意すべき事項と対策

13. 事故事例等で、特定操縦技能審査を実施する上で 注意すべき事項と対策

羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会中間取りまとめ(案)の概要

1. 管制交信に係るヒューマンエラーの防止

(1) 管制交信に係るヒューマンエラー防止のため、自家用含む全てのパイロットに対して、パイロット間のコミュニケーション等(CRM: Crew Resource Management)に係る初期・定期訓練を義務化

コックピットにおけるパイロット間の相互確認



- (2) パイロットに対して外部監視、管制指示の復唱等の基本動作を改めて徹底
- (3) 離陸順序に関する情報提供(No.1、No.2等)について、情報提供を行う際の留意事項を管制官とパイロットに周知徹底の上、停止を解除
- (4) 管制交信に関する管制官とパイロット等の意見交換、教材を用いた研修・訓練等を実施

2. 滑走路誤進入に係る注意喚起システムの強化

(1) 管制官に対する注意喚起システム(滑走路占有監視支援機能)のアラート機能を強化

滑走路占有監視支援機能の強化



(2) 管制指示と独立して機能する滑走路状態表示灯(RWSL: RunWay Status Lights)を主要空港の対象滑走路に導入

※ 主要空港: 新千歳、成田、羽田、中部、伊丹、関西、福岡、那覇空港

RWSLの機能



(3) 滑走路進入車両に対して位置情報等送信機の搭載を義務化

3. 管制業務の実施体制の強化

(1) 管制官の人的体制の強化・拡充

業務分担の見直し



- (2) 管制官の疲労を業務の困難性や複雑性に応じて把握・管理する運用を導入
- (3) 管制官の職場環境を改善、ストレスケア体制を拡充

4. 滑走路の安全に係る推進体制の強化

- (1) 国において、総合的な滑走路安全行動計画(Runway Safety Action Plan)を策定
- (2) 主要空港において滑走路安全チーム(Runway Safety Team)を設置
- (3) グラハム事業者を含め滑走路の安全に係る監督体制を強化

総合的・計画的な推進体制



(4) 国際的な連携の強化(ICAO等)

5. 技術革新の推進

管制側・機体側におけるデジタル技術等の更なる活用に向けた調査・研究
※ 機体側の新たな技術等に対応して、パイロットに適切に訓練を実施させることを制度化

米国等で開発中の滑走路誤進入検知システム(SURF-A)のイメージ



13. 事故事例等で、特定操縦技能審査を実施する上で 注意すべき事項と対策

- 令和6年6月に公表された羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会の中間取りまとめにおいて、「ATCコミュニケーションハンドブック」(平成23年3月策定)の改訂と更なる活用についても提言されました。
- これを受け、令和7年6月、国土交通省、航空交通管制協会及び日本航空機操縦士協会において、近年の滑走路誤進入事案を踏まえた留意点やケーススタディも盛り込む形で改訂を行ないました。

《改訂のポイント》

- 滑走路進入に係る管制用語に係る記載を追加
- 離陸順序に関する情報提供 (No.1 等) を行う際の留意点を追加
- 自家用機等の操縦者が管制交信を行う際の留意点を追加
- 管制交信におけるヒューマンエラーの要因と対策を解説したケーススタディを充実

ATC コミュニケーションハンドブックは、以下の URL から
入手可能です。



https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk1_000028.html



13. 事事故事例等で、特定操縦技能審査を実施する上で 注意すべき事項と対策

運輸安全委員会が公表した羽田事故に係る経過報告を受けての対応

令和6年12月25日、運輸安全委員会は、令和6年1月2日に羽田空港において発生した海上保安庁機及び日本航空機による衝突事故に係る航空事故調査について、経過報告を公表した。

調査・分析の方向性

当委員会は、さらに詳細な調査を行い、事実関係を明らかにし分析を進める予定。

事故発生に関与した要因

本事故は、以下の①～③の要因が重なり発生したものと考えられる。

要因① A機は、航空管制官から滑走路への進入許可を得たと認識し、滑走路に進出し停止した。

要因② 東京飛行場管制所は、A機が滑走路に進出したこと及び滑走路上に停止していたことを認識していなかったこと。

要因③ B機は、滑走路上に停止していたA機を衝突直前まで認識していなかったこと。

要因に関与する可能性のある事項

今後、左記の要因に関与する可能性のある以下の事項について分析を進める。

※ 各事項の順番は、関与の影響の大小を示唆するものではない。

➢ A機の離陸順位が1番であることを意味する指示があったこと
➢ A機の機長が「No.1」「C5」とのみ復唱確認したこと
➢ A機は誘導路C5付近からの離陸を指示されたため、離陸準備を急ぐ必要があったこと
➢ 滑走路進入時に羽田基地通信室の通信士から無線通信が入ったこと 等

➢ A機が正しく復唱し、指示通り誘導路C5へ曲がったことをタワー東が視認したこと
➢ その後、タワー東は、管制官同士の通話による他の航空機に係る調整、B機の監視等を行っていたこと
➢ 滑走路占有監視支援機能の注意喚起が発動していたが、タワー東がそれを認識しなかったこと 等

➢ 事故発生時、日没後で月も出ていない状況であったこと
➢ A機の後方の外部灯火が位置灯（白）等であり、滑走路面の灯火は中心線灯（白）等が点灯していたこと
➢ 副操縦士は社内資格取得のための訓練中であり、機長とセーフティー・パイロットとの3名で乗務していたこと 等

衝突後に発生した被害に関する状況など

今後、被害軽減の観点から、以下の事項について分析を進める。

- 衝突後のB機の機体の損傷の状況
- 消火・救難の状況
- B機における非常脱出の状況
- その他の安全に関する事項
- （重大な人的被害が発生しなかった要因を含む）



（出典：運輸安全委員会HP）
衝突後のB機

航空局の対応

地上走行、離陸、離陸上昇、最終進入及び着陸時は、操縦者のワークロードが増大するフェーズであり、操縦者は安全業務に専念する必要があることから、ICAOマニュアルやFAA等が定めている「ステライル・コックピット」ルールを参考に安全確保を図ることをセミナー等を通じて周知。

<ステライル・コックピット>ルール(参考)>

- 緊急な事態及び運航の安全のために必要とする場合を除き、操縦室への連絡は最小限とする。
- 他の操縦士や関係者が搭乗する場合は、操縦士の注意力・集中力を阻害するような行動や不必要な会話は慎む。

（参考）

FAR § 121.542 Flight crewmember duties.

- 航空機の安全な運航に必要な業務を除き、運航の重要な段階においていかなる業務も要求してはならず、また、いかなる運航乗務員もそれらの業務を実施してはならない。運航の重要な段階において、安全とは関係ない目的で乗務員の行動を妨げたり、行動を妨げる可能性のある行為を行ってはならず、また、機長は、運航乗務員がそのような行為を行うことを許可してはならない。食事、コックピット内での不必要な会話、客室乗務員との不必要な通信、運航に直接関係のない書類の確認などは、航空機の安全な運航に必要な。
- 「運航の重要な段階」とは、地上でのタキシング、離陸、着陸を含む全ての地上操作及び巡航飛行を除く10,000フィート未満で行われる全ての操縦操作をいう。
- 会社が要求する連絡、乗客へのアナウンス等は、航空機の安全な運航には必要ない。
- 運航乗務員は、航空機の運航に直接関連する目的、又は緊急時、安全関連等の通信を目的とする場合を除き、運航中は個人用の携帯機器又はPCを使用してはならない。

14. その他（お知らせ等）

小型航空機の操縦士向けの動画について

について

空を身近に

● もっと感動、空はフロンティア

もっと感動 空はフロンティア

9/1208は29/18

f くにまるFacebook

航空局HPトップページ

主な施策・取り組み

航空輸送の現状	航空政策の基本的方向性
航空ネットワークの充実	空港政策
国際的取り組み	環境対策
新たな需要に対する取り組み	航空安全対策 ・ 小型航空機の安全情報
航空保安（セキュリティ）	航空管制など

AIR TRAFFIC CONTROLLER CAR JAPAN
航空管制官

国土交通省
航空保安大学校

航空用語集

Q&A

AIS JAPAN

管制関係
ご意見はこちら

Business Aviation

空の安全について

● [空の安全について TOP](#)

● [航空安全プログラムについて](#)

● [航空会社の安全確保](#)

● [小型航空機の安全情報](#)

● [航空機及び装備品に対する証明制度](#)

● [航空機の安全情報について](#)

● [航空安全情報リンク集](#)

小型航空機の安全情報

このページでは、小型航空機の安全に関する情報を掲載しております。

- ・ [航空安全情報ポータルTOP](#)
- ・ [事故防止対策](#)
- ・ [リーフレット](#)
- ・ [航空機（機体）](#)
- ・ [小型航空機等に係る安全推進委員会（平成28年12月～）](#)
- ・ [安全講習会の開催](#)
- ・ [諸外国の安全情報](#)
- ・ [主操縦技能審査関係](#)

【動画関連】小型航空機運航者の安全運航に役立てていただくため、動画を公開しております。

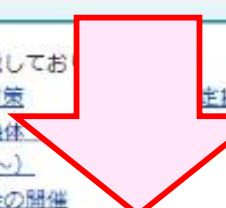
- [小型航空機の操縦士向けの安全啓発動画](#)
- [小型航空機向けの参考動画](#)

【安全情報の配信（随時）】安全運航に寄与する情報等を随時配信しております。

- [メールマガジンバックナンバー](#)
- [X（旧Twitter）](#)

【お知らせ】

- ・ [FDM分析ツール](#) **NEW!!**
- ・ [小型航空機用FDM導入ガイドライン](#)
- ・ [超軽量動力機等の所有者又は管理者の方へ](#)



電子メールアドレスの提出

特定操縦技能審査結果を提出する際に被審査者の同意を得て**電子メールアドレス**を申請書の備考欄に記入し提出するようお願いします。（平成29年7月1日施行）

【背景】

報告書

小型航空機等の事故が平成27年は20件を超えて発生しており、自家用機を含む小型航空機の更なる安全対策の構築及び推進が必要となっている。

今後、当局として電子メール等を活用し、**操縦士へ直接的な安全啓発や情報発信**することで、小型航空機等の安全対策を推進していくため。

（小型航空機等に係る安全推進委員会より）

第28号の6様式（第162条の13関係）（日本産業規格A4）

特定操縦技能審査申請書

操縦技能審査員 殿

年 月 日

住 所

氏 名

特定操縦技能の審査を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

氏 名 (ふりがなをつけること。)	
技能証明の資格、限定及び番号	
航空身体検査証明の番号	
特定操縦技能の審査に係る航空機の種類、等級及び型式	
総 飛 行 時 間	
備 考	xxx@xxx.xx.xx

注 航空身体検査証明の番号については、実技審査の全部を模擬飛行装置又は飛行訓練装置を使用して行う場合は不要とする。

忘れないで！操縦技能審査員定期講習

操縦技能審査員の認定資格を継続するためには、
2年に一度**定期講習を受講する必要があります。**

操縦技能審査員定期講習は、東京・大阪会場（隔月）で原則オンラインで開催いたします。
当面の間、対面による講習会は年2回、2月に大阪会場、3月に東京会場で開催予定です。

※今後はオンライン講習へ全面移行する予定です。

講習開催の詳細については、各地方航空局HPでご確認ください。

定期講習を受講するには事前に受講申請が必要です。

詳しい申請方法などは国土交通省ホームページでご確認ください。

http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_00008.html

（受講申請及び問合せ先）

【東京会場】

東京航空局保安部運航課検査乗員係

電話03-5275-9321

【大阪会場】

大阪航空局保安部運航課検査乗員係

電話06-6937-2781

特定操縦技能審査制度に関する問合せ先
航空局安全部安全政策課
電話 03-5253-8111（内線50136）

< 操縦技能審査員関連 >

Q：操縦技能審査員は資格を維持するために定期講習を受講する必要があるか？

（例えば、2年ごとの定期講習を受けず、10年後に定期講習を受けて審査を行ってもよいか？）

A：2年ごとに定期講習を受けなければ審査員の資格は失効します。失効した「審査員の証」は地方航空局へ返納しなければなりません。

失効後、再度認定を受けたい場合は新たに審査員認定となるので初任講習の受講が必要です。

また審査員の証を発行するため登録免許税が発生します。操縦技能審査員認定試験により認定を受けた方の再受験は必要ありません。

操縦技能審査員定期講習免除について

定期講習の受講が免除となる操縦技能審査員の方は、
定期講習を受講しなければならない期間内に免除申請をおこない、
「**操縦技能審査員定期講習免除通知書**」の交付を受けてください。
審査を行う際は通知書を携帯し、審査を受ける者から求められれば
それを提示しなければなりません。

操縦技能審査員定期講習を免除される方

- ①本邦航空運送事業者において、同種航空機に係る**審査担当者**として**現に指名**されている者
- ②指定航空従事者養成施設において、同種航空機に係る**技能審査員**として**現に指名**されている者
- ③指定本邦航空運送事業者において、同種航空機に係る**査察操縦士**として**現に指名**されている者
- ④航空法第29条第1項の**試験又は**航空法第72条第1項若しくは第2項の**審査**を行う者として**現に任命**されている者
- ⑤航空機使用事業者において、同種航空機に係る**審査担当者**として**現に指名**されている者

(申請及び問合せ先)

東京航空局保安部運航課検査乗員係
電話 03-5275-9321

大阪航空局保安部運航課検査乗員係
電話 06-6937-2781

特定操縦技能審査制度に関する問合せ先
航空局安全部安全政策課
電話 03-5253-8111 (内線 50136)

件名	URL
小型航空機の操縦士向けの安全啓発動画について	https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000048.html
よくある問い合わせ（特定操縦技能審査関係）	https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000010.html
よくある問い合わせ（審査員向け）	https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000012.html
リーフレット集	https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000014.html
東京航空局HP（特定操縦技能審査関係）	https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/info/info_others/post_38.html
大阪航空局HP（特定操縦技能審査関係） ＊お知らせに随時掲載	https://www.cab.mlit.go.jp/wcab/news/info/
通達類	https://safetyp.cab.mlit.go.jp/circular_info_top/
通達類（特定操縦技能審査関係）	https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000009.html
ATCコミュニケーションハンドブック	https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk1_000028.html